

戦国時代の伊達領国にみる村請の村——段錢帳の分析——

遠藤ゆり子

はじめに

戦国大名としての伊達氏の画期は、植宗の時代に置かれることが多い。⁽¹⁾

それは、植宗が伊達氏では前例のない陸奥守護職に補任され、分国法「塵芥集」を制定し、「棟役日記」や「段錢古帳」を作成したことなどによる。

なかでも、天文期から天正期に到るまで機能したとされる「段錢古帳」は、伊達氏が段錢を賦課する際の基礎台帳として注目されてきた。⁽²⁾

この段錢の徵収は、伊達氏が守護職に補任されたことで分国規模の貫高総体を把握することとなり、可能になつた支配体制とも評価されている。⁽³⁾だが既に、分国内への棟別錢賦課については、收取の実態が検討され、守護職補任によつて棟別錢徵収が可能になつたとの推測は、成り立たないことが明らかになつている。⁽⁴⁾守護職補任を契機とする分国規模の段錢徵収体制の樹立、という考え方も再考の余地があり、別の観点から伊達氏の「段錢古帳」が作成された意義を問う必要があるのでないだろう。そこで本稿では、伊達氏の段錢帳を分析することで、收取の実態を追究し、植宗以降における伊達氏の戦国時代的な特色に迫つてみたい。

これまでに、伊達氏の「段錢古帳」を分析した主な研究には、次のものがある。まず、惣領制の崩壊や在分解との関係から段錢帳を分析した畠田慶恩氏の研究⁽⁵⁾、天文期と天正期の段錢帳を紹介し、各段錢帳の特色を指摘した田代脩氏の研究⁽⁶⁾、歴史地理学的見地から、段錢帳に見える

村の分布を明らかにした菊池利雄氏の研究などである。⁽⁷⁾特に本稿では、天正期の伊達領国では、一部地域で乙名百姓を中心とする「郷村制」による收取が確認できるという、畠田氏の指摘に注目したい。

畠田氏によれば、「郷村制」成立の展開は、①地頭給人層の惣領制が崩壊し、所領の散在化と錯闇的状態が増え、彼らによる段錢上納に混乱が生じる、②天文の乱後は①の状態が進み、地頭屋敷の多くが移動し、地頭給人層の在地支配が希薄化、③そのようななか、在家の分解と在家農民層の階層分裂が進み、乙名百姓が成長、④①～③のため、天正期には地頭給人層ではなく、乙名百姓が段錢を直納する「郷村制」（「乙名百姓らによる村請」）が平野部で形成される、という経緯をたどるという。これによつて伊達氏は、乙名百姓を掌握することで郷村支配を貫徹し、大名領国制を進展させることができたとされる。⁽⁸⁾また畠田氏や菊池氏は、天文期の段錢帳に見える郷・村と近世初期の村が重なる地域が多く、特

に生産力の高い平野部の村では、中世から近世に継承される事例が多いと指摘している。^⑯

本稿は、收取のあり方を考察したこれらの研究成果に学びつつ、伊達領国では天正期になつて、平野部に乙名百姓が段錢を直納する「郷村制」が成立しつつあつたとする評価について、検討を加えてみたい。なぜなら、既に伊達氏は、天文期に作成された「段錢古帳」の段階において、郷・村ごとの段錢高を把握し、郷・村を支配の単位にしていたという事実が知られるからである。その点を踏まえた上で、改めて天正期に作られた段錢帳について考えてみたいと思う。

そもそもこれまでの研究では、天正期の段錢帳に記載された請取状を考察するにあたり、その宛所が地頭給人層か乙名百姓層かが問われ、乙名百姓中宛であるから「郷村制」が成立していたと見なしてきた。そのため、收取のあり方自体についての分析が充分であつたとは言い難い。例えば、なぜ天文期の段階で郷・村ごとの段錢高が伊達氏に把握される一方で、天正期に多様な宛所の請取状を載せる段錢帳が作成されたのかについては、その理由が明確にされてはいない。天文期に伊達氏が郷・村段錢高を把握していたということと、天正期には一部で乙名百姓が段錢納入を請け負う体制ができていたという以上には、伊達領国の收取のあり方は詳らかにされていないのが現状といえよう。

そこで本稿では、誉田氏の研究以降に展開された村落論の成果も踏まえつつ、改めて收取のあり方を考察してみたい。おそらくそれは、段錢納入主体が地頭給人層から乙名百姓を中心とする郷・村へ変遷していくという考え方や、大名が乙名百姓層を掌握して大名領国制を進展させ、

地頭給人層の在地支配が後退したという評価についても、再考を迫ることになる。そして最初に述べたように、戦国時代的な伊達氏の特色についても、改めて考えることになると思う。そのためにもまずは、伊達氏の段錢收取関係史料について整理し、それらがどのような性格の史料であるのか、各史料の関連性も含めて検討することから始めたい。

一 伊達氏の段錢收取関係史料

1 伝来する史料

戦国時代の伊達領国における段錢收取を考察する前に、伝来する主な史料について整理しておきたい。作成年代が古いものから、①天文七年（一五三八）に作成され、天正十四年（一五八六）に書き写された「御段錢古帳」（『伊達家文書』『桑折町史 第5巻 資料篇II』二二七、本稿では「段錢古帳」と記す）。②天正七年十一月七日付で遠藤基信が発給した後藤孫次郎宛段錢請取状一点（『後藤家文書^⑫』）。③天正十一年十一月、同じく遠藤基信発給の段錢請取状十七点（『遠藤家文書』^⑬39—④^⑭）。④天正十二年（一五八四）に作成され、片倉景綱が署判を加えた「下長井段錢帳」（『伊達家文書』『米沢市史 資料篇1』）。⑤天正十三年（一五八五）に作成され、片倉景綱の署判がある「北条段錢帳」（同前）。⑥天正十五年（一五八七）作成の「上長井段錢帳」（同前）、

⑦天正十八年（一五九〇）十月、小成田重長・大斎信濃・大窪美濃・矢内藤兵衛が連署した段錢請取状三点（『湯目文書』・『引証記』『仙台市史資料編10』七六四・七六五・七七一号文書）などがある。①～③は植

宗が、④～⑦は政宗がそれぞれ当主の時期に作成されたものである。

段錢帳三点のうち①は、天文七年当時の伊達領国を対象に段錢收取を行った際の台帳を写したものである。その後も段錢收取時の基準にされ、同帳に記された段錢高は「本段錢」と呼ばれて天正期に引き継がれるとされる。¹⁴⁾記載内容は、「伊達に^(西根)しね」・「宇田之庄」といった郡・莊など地域ごとに、原則として郷村ごとの段錢高（貫高）、それらの合計高、夫賃（人夫役）・「ははき代」が記されている。「ははき代」は脛巾代・脛當ての代、つまり草履代や足代といった手数料の意味かと思われる。¹⁵⁾①には、上長井・下長井莊分の記載があり、天正期の段錢帳④・⑥との比較検討が可能である。

段錢帳の④は、表紙に霜月廿六日の日付があり、同日から十二月十一日にかけ、下長井地域において、日付ごとに段錢納入者が段錢を納入した際の請取を記載した帳面である。請取数は一四七通で、記載項目は（1）段錢の納入者名、（2）賦課された（1）ごとの段錢高と今回の納入額（貫文高または苅高・地利記載）、（3）段錢免除分や別納分などの内訳、（4）（2）から（3）を引いた実際の納入額、（5）請取の宛所、となっている。本段錢などが苅高・地利で記載されている場合も（4）は貫高で記されており、伊達氏への納入段階では貫高に換算していたことがわかる。請取状のうち②・③は全て下長井のもので、④に対応する請取が載っている。¹⁶⁾

とする段錢帳の⑥は、霜月廿日の日付であるが、同月二十四日から十二月十三日までに納入された段錢と、その内訳を記している。記載事項は、納入された段錢高・段錢の納入者名・段錢高（貫高か苅高・地利記載）である。他の段錢帳と異なり、請取状を写した形式ではなく、請取の宛所は不明である。⑦の請取状のうち二点は北条地域のもので、⑤に対応する内容が記載されている。もう一点は屋代莊内の郷村で、対応する郷名が段錢帳の①に見える。

これらの史料の発給者は、輝宗が当主の時期に発給された①～③のうち、①は不明、②・③は遠藤基信であることを確認できる。政宗が当主の時期に当たる④～⑥のうち、④・⑤は片倉景綱が署判を加えているが、⑥には署判が見えない。⑦は小成田重長以下の家臣である。遠藤基信と片倉景綱は、それぞれ輝宗期・政宗期の側近という立場にあつたことと共通する。既に指摘されているように、天正十二年に政宗が家督継承したことを受け、伊達氏の段錢徵収の実務担当者は、遠藤基信から片倉景綱に交替したと考えられる。景綱が天正十四年に大森城主となつてから作成された⑥では、景綱が関与していないことからも、伊達家では側近が段錢收取の実務を担当していたことが窺える。¹⁷⁾

では、段錢帳⑥の作成に携わった実務担当者は誰であろうか。結論から言えば、断定はできないものの、遠藤文七郎宗信が関わっていた可能性を指摘できる。⑥には、「遠藤文^(宗信)七殿」に段錢を直納したとする事例が散見される。これらのなかには、合点と同じ朱書きで「文七」と注記するものがある。¹⁸⁾これは、收取の場で実務を担当していた遠藤宗信が、段錢を請け取ったことを示しているのではないだろうか。片倉景綱が大

森城主となつた後も、宗信は米沢におり、政宗の側近くにいたことが知られる（「伊達天正日記」など）。あくまでも推測の域を出るものではないが、側近が段銭徴収の実務を担当していたとするならば、宗信が実務に関与した可能性が考えられよう。

また①～⑦以外に、戦国期の伊達領国が蒲生氏の支配下にあつた文禄三年（一五九四）、蒲生氏郷によつて作成されたといふ「蒲生領高目録」が伝來する（「岩代国古文書」）。同高目録では、郡ごとに村名・村の等級（上中下）・村高（石高）・給人名を記載している。それらの村名は、戦国時代の段銭帳にある郷村名と一致する事例が多く²⁰⁾、戦国段階から近世への展開過程を知る上で有用な史料である。

2 表1・表2の解説

本稿では、はじめて掲げた課題を追究するため、特に上長井・下長井地域の段銭帳（前節の④・⑥）に注目して考察を進める。そこで、両地域の段銭帳を整理した表1・2を用いることとしたい。表1は上長井地域の段銭帳類を整理した表である。最上段の項目に示したように、「段銭古帳」（前節の①）の上長井地域分の内容と「上長井段銭帳」（同④）を整理したものである。表2は、下長井地域の段銭帳類を整理したもので、「段銭古帳」（同①）・「下長井段銭帳」（同⑥）から作成した。

表1・2における「段銭古帳」の情報については、郷村名とその段銭高、および注記があればそれを示した。元来、「上長井段銭帳」・「下長井段銭帳」は、収納された日付ごとに、何処からいくら納められたかを記載した帳面だが、表1・2では「段銭古帳」記載の郷村順に並べ替え

てある。表に対する元々の史料の順序については、「収納年月日」欄に記した収納年月日、および「No.」欄に記した上・下長井の各段銭帳に記載されている順序を参照することで復元が可能である。表1・2で表記が異なるのは、前節で見たように上・下長井の各段銭帳の記載方法が少し異なるためである。そこで、それぞれの段銭帳について具体的に説明をしておきたい。

【史料1】（上長井段銭帳）

(A)	○	^(合意) _a	五百文	志ほの	^b	にしかた東の在	仁千苅やく二	^c
(B)	○	^(合意) _a	七百三十仁文	にしえま田	^b _(西江殿)	本田	錢六ヶ九百七十三文	^d
			三分一二、遠藤しやうけん分五けん六ヶ三百しり二、以		^e _(海監)			

上、

これは、天正一五年霜月廿四日から始まる「上長井段銭帳」の一部である。（A）は、霜月二十四日条に書かれた最初の請取の記事になる。そのため表1の「年月日」欄には「15／11／24」、「No.」欄には「1」と記した。一方（B）は、霜月晦日条に書かれ、（A）から数えて53番目の請取に相当する。表1の「年月日」欄には「15／11／30」、「No.」欄には「53」と記入してある。

請取の内容は、（A）・（B）ともに傍線部aがこの時の納入額、つまり伊達氏側の請取額であり、表1には「請取額」欄に数値を示した。傍線部bの郷村名は、表1の「納入者」の「郷村名」欄に記してある。

（A）だけにある傍線部cには、この場合は郷村内の在家名だが、郷村内に所領をもつ給人名などが書かれる場合があり、これは表1の「納入者」の「郷村内の地名・人名など」欄に示した。（B）のみに見える傍

線部dは、郷村に課された「本段錢」・「本田錢」と呼ばれる段錢額であり、「本段錢」欄に記した。なお、これは天文期の「段錢古帳」にある段錢額とほぼ一致する。傍線部eは、傍線部aに当たるこの時の納入額（伊達氏側の請取額）が、導き出された理由が書かれた部分である。表1では、「請取額の算出法（今回の納入分、別納分・免除分等の記載）」欄に示した。例えば（A）ならば、二千両に対する課役として五百文を、（B）ならば本段錢の三分一から遠藤将監分を引いた七百三十二文を納入したということがわかる。

次に、下長井の段錢帳と表2の対応関係を見ていただきたい。

【史料2】（「下長井段錢帳」）

（C） 下なかい成田之内、○梅津伊勢守ふん式けんより、ほん

段錢三分一二かん志やう二合候而、

○百七十文請取申候、

梅津いセ殿

（D） かとの目 本段錢○三分一二九百三十四文罷出候内、は

また殿分へ八十五文引、出代、

○八百四十九文うけとり申候、

かとのめおとな中

この段錢帳は、天正十二年霜月二十六日から記載が始まる。（C）は

霜月二十七日に納入された分なので、表2の「年月日」欄には「12／11

／27」と記し、最初の請取から数えて13番目に当たるため、「No.」欄には「13」と明示した。また（D）も同日分なので、表2の「年月日」欄には「12／11／27」と記入し、最初の請取から19番目に当たるから、

「No.」欄には「19」と記した。

請取の内容は、（C）・（D）ともに傍線部aは郷村名なので、表2の「納入者」のうち「郷村名」欄にそれぞれ記載した。（C）のみにある傍線部bは、この場合は郷内に所領をもつ給人名であるが、他の事例では在家名や地名が書かれることもある。これは表2の「納入者」のうち、「郷村内の地名・人名など」欄に記した。この傍線部b以外は、（C）・（D）に共通する。傍線部cは、今回の納入額が算出された理由を書いた部分であり、表2の「請取額の算出法（今回の納入分、別納分・免除分等の記載）」欄に明示した。傍線部dはこの時の納入額、つまり伊達氏側の請取額であるから、表2では「請取額」欄に示した。傍線部eは、史料1にはない請取の宛所で、表2の「宛所」欄に記載した。

そして、表1・2の「備考」欄には、段錢帳上の注記や対応する請取状（前節の②・③）、関連する史料などがあればその旨を記載した。また、上・下長井の段錢帳に本段錢が記されていないものの、例えば下長井莊門目郷のように「本段錢三分一二九百三十四文罷出候」とあれば、「943文×3」で算出した「貫八〇二文を「本段錢」欄に括弧「（ ）」付で記載した。次章以下では、これら二つの表を使って分析を進めたい。

二 収取の過程と伝来史料

1 三分の一の納入

天正期の段錢帳では、しばしば本段錢の三分一が納入されている。例えば、天正十五年十二月二日条の上長井一漆郷には、次のようにある。

○一、四百六十文 一うるしほん段錢十八文、三分一二六文、
〔合意〕

此内玉とういん分、又正伝庵分合て壱百四十文引候て、又
しやうなこんとのへ四百文引候て、以上、
〔納言殿〕

これによれば一漆郷は、天正十五年十二月二日に四貫百六十文を伊達氏へ納入した。郷の本段錢は十八貫文であり、その三分の一の六貫文を今回は納入することとし、そこから「玉とういん分」・「正伝庵分」の一貫四百四十文、少納言殿分四百文を引いた額が実際の納入分であった。

のように、上・下長井、そして北条の段錢帳作成期間中には、本段錢の三分一を納入する事例が多く見られる。なかには、米沢城から近い上長井小瀬郷のように、段錢帳作成期間中の十一月二十九日と十二月七日の二度にわたって、段錢を納入する場合もあつた。^{〔21〕}三分一を二度に分けて納入していることから、年三回の分納が多かつたと考えられ、少なくとも数回に分けて納入することが一般的であつた。

さらに、表1・2を見てみると、「請取額の算出法」欄に本段錢の三分一を納入すると明記しているのは、「納入者」が郷村だけであり、郷村の本段錢が記された事例が大半であることがわかる。ただ別納分も、例えば下長井畔藤郷の「くはしま与一郎分」のように、三分一を納入している事例もある。特に三分一の納入と明記していない場合も、一度で完納したかは明確でないものもある。

だが「納入者」が郷村の場合は、一度で完済できた事例は確認できず、数回に分けて納入することが一般的であったようだ。上・下長井段錢帳および北条段錢帳は、何れも十一月二十日頃から十二月中頃までに、伊達氏へ納入された段錢の請取を記載したものだが、この期間には、まず

は三分の一の段錢を納入することが多く、おそらくその後、数回に分けて段錢が納められたのであろう。この時期の段錢帳のみが残された理由は定かではないが、年度末にかけて段錢の完済が目指されたと考えられる。郷村が数回に分けて段錢を納入した背景としては、個々の百姓が郷村へ段錢を納め、一定程度に達した段錢額をまとめて伊達氏へ納入する慣習の存在などを想定できよう。^{〔22〕}

2 請取状・手判・御本帳

前述したように、戦国期の段錢請取状には、遠藤基信が発給した天正七年十一月七日付後藤孫次郎宛が一点（「後藤家文書」）、天正十一年十一月の日付をもつ請取状が「遠藤家文書」に十七点あり、小成田重長等が連署した天正十八年十月の請取状が三點（「湯日文書」「引証記」）ある。伝来する点数は少ないが、伊達氏の段錢收取の場では、実務担当者が段錢納入者に対し、請取状を発給していたことを確認できる。また、これらのうち遠藤基信発給分の十八点は、天正十一年に作成されたものだが、片倉景綱が署判を加える天正十二年分の「下長井段錢帳」に、ほぼ同内容の請取が載る。ここから、伊達氏の実務担当者は、段錢が納入されると請取状を発給するとともに、段錢帳にその請取を写していくことがわかる。段錢は数回に分けて納入されたので、伝來はしないがそのたびに請取状も発給されたと思われる。そして、段錢が完済された時には皆済状が出されたのであろう。

これらの請取状、もしくは皆済状に相当すると思われる当時の名称に、「下長井段錢帳」と「北条段錢帳」に見える「てはん」がある。段錢帳

には、例えば「下長井段錢帳」十二月朔日条の椿郷本段錢に対する「おとな嶋貫甚助」宛請取に、「下長井とうねん(出目)いてめ○南(吉田)庶子(方)かうや七けん、きり田そへて」とあり、この年の出目（増加）分に対しでは手判がないという。同じく十二月五日条の九野本内大石藤三分に対する大石藤三宛請取には、「山(遠藤山城守基信)しろ殿時ニハさしおかれ候間、てはんハ御さなく候」と見え、前年まで段錢收取の実務を担当していた遠藤基信の時には、免除されていたので手判がないという。何れも前年は段錢が課されず、段錢を納入しなかつたので手判がないという事例である。つまり、少なくともこれらの手判は、前年分の納入時に発給されたものを指すといえる。

さらに、「北条段錢帳」十二月八日条、「北条とひ口さいけ之内、白山てん」に対する「菅野大い(助)の助」宛の請取には、「てはん御さなく候間、ひやくしやうくち次第ニうけとり申候、てはん(手判)まかりいて候て、てはんニちかい候ハヽ、さたをかけ可申候」とある。手判が無いので、百姓の言う通りに段錢を請け取つた。手判が見つかり、納入額が手判の額と違つたならば沙汰をかける（おそらく不足分を納入すべきだ）というものである。菅野大炊助は手判をまとめて紛失してしまつたらしく、他にも菅野大炊助宛の請取には、手判が無いので百姓の言う通りに收取が行われたという事例が三件ある。これらから、手判は段錢納入者に渡され、納入者側で管理されていたことが窺える。

このように、收取の場に必要とされた手判は、前年に段錢納入があつた場合に発給され、納入者側に渡されていたことから、段錢納入時の請取状もしくは完済状ではないかと考えられる。近世前期の仙台藩では、

「地頭・百姓之間、肝煎・小百姓之間」における「年具其外」の遣り取りで発給する請取状を「切手」・「切手しやうもん」と呼んでいた（「須江家文書」『仙台市史 資料編13』三七〇三号文書など）。戦国段階では、請取状に收取の実務担当者が署判を加えており、そのために「手判」と称していたのかもしれない。

ここまでを整理すれば、戦国時代の收取の場では、納入者が前年度に発給された手判を持参し、前年度の段錢額に基づいて收取が行われたということになる²⁴⁾。この点に関して、福原圭一氏によれば、段錢納入時に前年の請取状を持参するよう命じられている事例を確認できるという²⁵⁾。この請取状を段錢帳では「手判」と呼んでいるのではないだろうか。

では、なぜ前年度の手判を收取の場へ持参したのか。その点を窺えるのが「下長井段錢帳」十二月朔日条の「つはきの内、卯和之○ひこ五郎ふん惣領かた」に対する、甚助・かもの助・新介宛請取である。そこには「壱(貫)八六四文うけとり申候、此内三百文ひけ、つはき一こうニしまつ候間、来年ハてはんをよくく(覽)御らん候へく候」とある。一貫八六四文のうち三百文を引いて、椿一郷に処理したので、来年は手判をよくよく御覽になるべきだというものである。つまり、前年度の收取のあり方に、従来とは異なる何らかの変更が生じる場合があり、それを確認するためにも手判が必要とされたと考えられる。

だが前述のように、手判がない場合は「ひやくしやうくち次第」・「ひやくしやう御まかせ」（「北条段錢帳」）に收取が行われており、基本的には百姓の側で納入額を把握し、納入を請け負っていた。「下長井段錢帳」の黒藤本段錢に対する「黒藤おとな中」宛の請取には、合点と同墨

で「此内天正十壹ねんの御ちやう^(帳)ニ合候へハ、五百文^(少)すくなく候、来年ハそのたゝしを可申候」という頭注がある。おそらく算用の段階で書き加えられたと思われ、前年の御帳（後述）とつき合わせたところ、段錢が五百文少なかつたので、来年はそれを糺すようにといふのである。ここで「黒藤おとな中」が畔藤郷として收取を請け負つており、その納入額が前年度よりも少なく、算用段階で問題になつてゐたのである。

また、「北条段錢帳」霜月二十八日条、「北条之内、にしおち合^(居屋敷)いやしき」分の「栗野人の子」宛請取には、「栗野人の子^(當年)とうねんはしめてちきやう申、あとさき存不申候間、如斯すまさセ申候、御ほんちやうのかんちやうニちかい申、すくなく候ハ、たし可被申候、もし又御本帳ニすき申候

ハ、あひかへされへき也」と見える。これによれば、「栗野人の子」が当年はじめて西落合居屋敷を知行し、前後のことを見られて、このように段錢の請取を済ませた。それが御本帳の勘定と違い、納入額が少なければ不足分を足して納入りし、もし御本帳にある額よりも多ければ過剰分を返却すべきだというのである。特に領主の交代時には、段錢納入額の不足や過剰が生じやすかつたようで、「御本帳」と段錢額をつき合わせて確認していることが窺える。

以上から、伊達氏側の收取実務担当者は、原則として納入者が持參した前年度の手判を確認しつつ、実際に納入する百姓側の申告に基づいて段錢を受け取り、請取状を渡してその内容を「段錢帳」に記載した。その後、「段錢帳」の内容と、下長井の事例でいえば「天正十壹ねんの御ちやう^(本帳)」という帳面と段錢額を比べ、不足分を催促し、過剰分を返却する手続きを経たことがわかる。

この「北条段錢帳」に見える「御ほんちやう^(帳)」について、誉田慶恩氏は、おそらく天文七年の「御段錢古帳」を指すと推測している。⁽²⁶⁾下長井の場合は前年に作成した「天正十壹ねんの御ちやう」を見て算用を遂げており、「北条段錢帳」の「御ほんちやう^(帳)」も、伊達氏の許にある帳面を指すことは確かだが、「段錢古帳」を指すと断定はできず、前年に作成された帳面の可能性もある。推測の域を出るものではないが、伊達氏の許にあるこの帳面は、数回に分けた段錢納入が一般的であり、請取の宛所ごとに過不足を計算していることから、名寄せの形式をとり、納入者ごとに算用するための台帳であつたかもしれない。

三 段錢收取と郷村——上・下長井地域の考察——

1 段錢の納入者と請取の宛所

ここでは、天正期の上・下長井段錢帳における段錢の納入者と、「下長井段錢帳」に記載された請取の宛所について考察してみたい。

上・下長井ともに最も多く見られる段錢納入のあり方は、地頭給人層が納めるものである。具体的には、上長井「桐原内御東様御分」といった伊達家の一族や、上長井「轟栗野助三分・牛越上総守分」といった伊達氏の被官、下長井「下小松けんたい寺」のような寺院が、一郷村内の領地分に対する段錢を納めるというものである。なかには下長井「堀金惣領方」・「堀金庶子方」のように、郷村内の惣領方・庶子方として收取が行われることもあり、誉田氏は、この惣領方・庶子方による收取が本来のあり方であったという。⁽²⁷⁾

これらの場合、請取の宛所には、「〇〇分」とある「〇〇」に相当する領主の名が記されることが多い。例えば、下長井「畔藤郷くしま与一郎分」は「くしま与一郎殿」宛に、「堀金郷惣領方分」は「ほり金の惣領方」宛に請取が出されている。このように、伊達氏への段錢納入は、郷村内に所領のある地頭給人層による納入が一般的であった。

だが、下長井莊椿郷では、「あへ藤左衛門分」の請取は「おとな後藤新平三殿」宛であり、「大沼喜衛門分」は「おとな源兵へ殿・四郎さ衛門殿」宛、「西大枝分・大石主計助分・良覚分・新藤九郎兵衛分」の四人分は、まとめて「おとな後藤九郎さへもん殿」宛に請取が出されている。つまり、地頭給人分に対する段錢賦課の場合でも、郷村の乙名層が伊達氏へ段錢を直納することもあつたのである。

また、前節で見た「北条段錢帳」霜月二十八日条の「(西落)にしおち合いやしき」分に対する「栗野人の子」宛請取によれば、伊達氏へ段錢を納入した「栗野人の子」は、正確な段錢額を把握しておらず、「栗野人の子」分を納入する百姓の申告に基づいて收取が行われた。つまり、郷村内に所領をもつ伊達氏被官「栗野人の子」は、伊達氏へ段錢を納める責任を負っていたが、実際には、被官へ段錢を納入する百姓側が收取を担っていたのである。「北条段錢帳」で「菅野大いの助」が手判を紛失し、伊達氏の段錢收取実務者が、「ひやくしやうくち次第」に段錢を請け取つたのも、「菅野大いの助」が伊達氏への納入責任者であるが、百姓たちが收取の実務を行つていたためであろう。

これらを踏まえ、次に郷村が收取の単位となつてゐる事例を見てみよう。上長井では、一漆・矢野目・小瀬・下平柳・小其塚・小菅・尾長島

・中田・宮井・西江保の各郷については、郷に課された本段錢と、その内の今回納入分（伊達氏の請取分）が段錢帳に記されている。下長井では、畔藤・椿・横越・小出・火神台・時庭・泉・成田・寺泉・白兎・平山・大舟・南吉田・吉田（北吉田）・大塚荒井・「菊田・まつもり」・関根・中小松・露橋・黒川・玉庭・朴沢・高山・奥田・時田・菴・大塚の各郷で、郷に課された本段錢と、今回の納入分（伊達氏の請取分）を段錢帳に載せている。

ただ、郷を単位として本段錢と請取額が記載されていても、請取の宛所は郷村や郷村のおとな中の場合と、個別の人名の場合がある。「下長井段錢帳」において、郷村のおとな中が請取の宛所となつてゐる事例は、小出・白兎・平山・南吉田・玉庭・高山・時田・菴・門目・高豆蔻の十例である。「菊田・まつもり」（天文の「段錢古帳」では「松森・きくいやしき」）分に対する「栗野人の子」宛請取によれば、伊達氏へ段錢を請取である。²⁸ だが、なかには露橋郷の「おとなこんの与宗さへもん」のように、郷村の乙名であることが明確なこともあり、請取の宛所には郷村の乙名が単独で記される事例も含まれる。

また、上長井「(糠野部)ぬかのへ宮の在家」のように、郷村内の在家による收取の事例もあるので見ておきたい。在家の事例は比較的多く、下長井「畔藤西原在家」・花とう在家「一間」とあるように、複数の在家で一つの收取単位となつてゐる場合もある。請取の宛所は、「畔藤郷ほそこみ在家」が「梅津助衛門との」宛になつており、この梅津助衛門は火神台にも所領を持つ伊達氏被官だと思われる。一方、九野本郷大窪在家は、

「おとなまこ兵へ殿」宛の請取であり、在家の乙名が伊達氏へ直納した事例と思われる。また、堀金郷のうきしま在家・吉田郷の水口（在家）・高山郷の鹿小屋（在家）の三在家は、在家として段錢を伊達氏へ納入し、それぞれの請取の宛所は「うきしま在家」・「よしたみな口」・「志かこうや」となっている。

以上のように、「段錢の納入者」と「請取の宛所」の関係は、両方の何れも地頭給人層であるケースが多い。だが、「請取の宛所」が郷村の乙名の事例もあり、彼らによる段錢直納も行われていた。史料上の「請取の宛所」が地頭給人層の場合も、実際の收取は郷村の百姓が行つており、給人側が納入額を把握していないことさえあった。また、「段錢の納入者」が郷村の場合も比較的多く、その際に「請取の宛所」は郷村の乙名中に加え、郷村の事例、特定の乙名の場合もあった。ここで郷村の乙名中や特定の乙名は、郷村を代表して、実際の收取を請け負つたものと考えられる。さらに、「段錢の納入者」が在家の場合は、その在家を知行する地頭給人が「請取の宛所」のケース、郷村の乙名、在家宛の事例があることを確認した。

2 段錢收取と郷村

前節においては、様々な收取の在り方が混在する状況を見てきた。本節では、一つの郷村に注目した場合、それらがどのような関係にあるのかを考察してみたい。

まずは、最もわかりやすい下長井畔藤郷の事例を取り上げた、福原圭一氏による分析を表2を使つて見てみたい。⁽²⁹⁾ 表2に示したように、畔藤

郷を対象とする請取は「下長井段錢帳」に四通載つている。これらのうち、十一月三十日付で「黒藤おとな中」宛に出された請取（No.104）によれば、畔藤郷に課された本段錢は三〇貫一〇〇文である。だが今は、「請取額の算出法」欄に示したように、本段錢の三分一である一〇貫十三文を納入することとし、そこから①亘理殿分・松岡分・番匠外記・同助左衛門とうかん分の計三貫四七四文、②桑島与一郎分七一〇文、③梅津伊勢守分四〇〇文を引いた。その結果、「請取額」欄に示した五貫四四九文を納入し、「宛所」欄に記した「黒藤おとな中」としてその請取を得たのである。

これをこの請取以外の三通との関係からみると、「請取額の算出法」に明示した①～③は、それぞれ①の松岡分が十一月二十九日付「松岡与三さ衛門」宛の請取（No.70）に、②が十一月三十日付「くハしま与一郎」宛（No.99）、③は十一月二十七日付「梅津助衛門」宛の請取（No.10）に相当することがわかる。福原氏の分析はこのようない内容である。要するに、①～③は「黒藤おとな中」が納入した分とは別に納めた分であり、①は「松岡与三さ衛門」が、②は「くハしま与一郎」が、③は「梅津助衛門」がそれぞれ伊達氏へ納入したものであった。

だがここで重視しておきたいのは、畔藤郷では、畔藤郷の「おとな中」として、同郷の本段錢と別納分を把握し、それらを合算した上で伊達氏への郷村分本段錢の納入を行い、伊達氏から請取（No.104）を得ていたということである。つまり、伊達氏への段錢納入は、郷村おとな中・「松岡与三さ衛門」・「くハしま与一郎」・「梅津助衛門」がそれぞれ行うが、「松岡与三さ衛門」・「くハしま与一郎」・「梅津助衛門」が伊達氏へ

納入したことを、郷村乙名中が把握しているわけである。郷村が把握した時期は、「黒藤おとな中」宛請取と「くハしま与一郎」宛請取が同日付であることからも、「くハしま与一郎」が納入後に郷村へ報告したことにによるのではなく、百姓が「くハしま与一郎」へ納入する段階で、既に把握していた可能性が高い。

このように、郷村乙名中として別納分や免除分を把握し、それらを合算して伊達氏への本段錢納入を行つてゐる事例は、火神台・時庭・白兎・平山・門目・南吉田・北吉田・玉庭・高山・時田・苅の各郷でも確認できる。ただ、畔藤郷以外の郷村では、「下長井段錢帳」の作成期間中に別納分が納入されなかつたのか、別納分全ての請取が段錢帳に掲載されているわけではない。また、この時の納入額から別納分・免除分等を引いた額が、請取に示された額と合わない事例も多く、郷村側が伊達氏へ別納された額を正確に把握できていないこともあるようだ。⁽³⁰⁾ だが複数の郷村において、段錢の納入状況が把握されていたことは重要であろう。

では、郷村として段錢收取を把握している事例が複数あることを踏まえ、次に成田郷に注目してみたい。表2に示したように、成田郷を対象とする請取も「下長井段錢帳」には四通載つてゐる。まずは十二月三日付で成田郷を收取単位とし、片倉彦十郎宛に出された請取（No.133）によれば、本段錢は二十二貫五〇〇文である。「請取額の算出法」欄にあるように、その三分一である七貫五〇〇文を納入することとし、①八幡分五九五文、②原田下野守分二貫三〇二文、③梅津周防分二三〇文、④梅津伊勢分一七〇文を引いてゐる。結果として、「請取額」欄に示した四貫二〇三文を納入し、請取を得たのである。

別納分である①～④のうち、①はこの「段錢帳」作成期間中に段錢が納入されなかつたのか、「下長井段錢帳」では確認できない。だが、②は十二月三日付原田下野守宛の請取（No.131）、③は十一月三十日付梅津周防宛請取（No.110）、④は十一月二十七日付梅津伊勢宛の請取（No.13）に相当する。つまり、ここでは片倉彦十郎の下で、成田郷全体の本段錢・別納分などの收取状況が把握され、合算された上で伊達氏への納入が行われてゐるのである。

同じように、本段錢のうち今回納めるべき段錢額を示し、そこから別納分・免除分などがあれば合算した納入額（請取額）を記してゐる例は、横越郷の左馬助、寺泉郷の成田右馬頭、大塚荒井郷のあへ彦兵へ・さかい藤七、関根郷の「^(小鶴)をしま左馬尉」、露橋郷の「おとなこんの与宗さへもん」、黒川郷の大河原二郎左衛門、朴沢郷の佐竹惣大郎、大塚郷の「^(平掃部)たいらかもん」・「ほしや蔵人主」・「新藤けんはん」の下で確認できる。⁽³¹⁾ また火神台郷は、「かんの蔵人主」と「くハちんたいおとな中」の連名である。

宛所に見える片倉彦十郎・左馬助・成田右馬頭・あへ彦兵へ・さかい藤七・小嶋左馬尉・大河原二郎左衛門・佐竹惣大郎・平掃除部・「ほしや蔵人主」・新藤玄蕃・「かんの蔵人主」についての詳細は不明である。ただ、片倉姓・成田姓・大河原姓・佐竹姓・平姓・「進藤」姓の伊達氏被官は「晴宗公采地下賜録」などに見え、彼らも被官化していた可能性はある。だが、露橋郷の「こんの与宗さへもん」は郷村の乙名であることが明らかであり、姓をもたない横越郷の左馬助なども百姓かと思われる。片倉彦十郎らも被官化していた可能性はあるが、各郷村の有力百姓

として段銭納入を担っていたのであろう。つまり、これらの郷村では、郷村乙名中ではなく特定の百姓の下で、郷村全体の収取を把握し、別納分を合算して納入していたと考えられる。

これらに対して、上長井莊では請取の形式をとつていなかったため、段銭納入の責務を負っていた者が不明ではある。だが、郷村として納入状況を把握している事例は所見される。例えば、表1の矢野目郷（No.45）では、十一月二十九日に本段銭三分一の一〇貫三六七文を納めるにし、そこから①輪王寺分・黒川殿分二貫七四文、②小其塚内の二八六文、③片倉小十郎へ一〇〇文、④小成田惣右衛門へ四貫四七〇文を引いた、三貫四三七文を納入したことがわかる。①・③・④については、この段銭帳作成期間の納入ではなかつたのか、対応する記事は載っていない。②は、十二月六日に遠藤文七（宗信）へ直納したものと思われる（No.73）。

矢野目郷と同様、小瀬郷・下平柳（本段銭三分一から別納分を引くと、納入額とは五文の誤差がある）・小其塚・小菅（本段銭三分一から別納分を引くと、四〇八文の誤差がある）・尾長島・宮井・山上東方（東方山上）の各郷でも、郷村として段銭の納入状況を把握していたことが窺える。

以上から、段銭納入のあり方は、「1」百姓が直接伊達氏へ納入する場合、「2」百姓が地頭給人層（郷村内に所領をもつ伊達氏一族や被官・寺院等）に段銭を納入し、地頭給人層から伊達氏へ納入する場合、「3」郷村や乙名中・特定の乙名が、「1」・「2」といった別納分や免除分を把握し、合算した上で郷村分の本段銭を伊達氏へ納入する場合があつたと考えられる。だが重要なのは、収納の実務は、郷村が行つてい

たと考えられることである。「2」の場合、地頭給人層への段銭納入額を把握し、納入の実務を担っていたのは、郷村の百姓たちであつた。「3」の場合も、請取の宛所は郷村に限らず多様だが、乙名中や特定の乙名など郷村を代表する立場の者が、引き分・別納分を把握し、郷村の本段銭と合算して段銭を納入していたのである。

だが、収取を請け負う郷村が行つていたことは、それだけではないようだ。誉田氏が明らかにしたように、天正の各段銭帳では、貫文高で伊達氏へ段銭を納入するにあたり、苅高や地利を貫文高に換算していた。その際、千苅（もしくは地利一貫）当たりの上納段銭額は納入者によつて区々であつたが、一郷村内においては、ほぼ一率に課されているのである。^{〔2〕} 例え、朴沢郷は地利一貫当たりの段銭高は二一〇～二一二文、九野本郷は千苅当たりの段銭高が、大石藤三分の二〇四文を除いて全て二一〇文であつた。^{〔3〕}

この点に関して勝俣鎮夫氏は、村請制をとる村では、領主側の公式帳簿とは別に村作成の帳簿が存在し、村はそれに基づいて年貢等を徴収する「村独自の負担体系」を作つていたと指摘する。^{〔4〕} 菅浦を分析した田中克行氏も、菅浦惣庄が全体の収納額を想定し、総面積で割った数を反別の負担額として決定していたとする。^{〔5〕} 村は、「村独自の負担体系」を作ることで、村の存続を可能にしていたのである。このような研究に鑑みるならば、伊達領国でも、一定額の段銭納入という条件を獲得した郷村が、村帳簿を作成し、千苅（もしくは地利一貫）当たりの負担額を決定していた可能性がある。^{〔6〕} そのような村請の郷村の成立は、少なくとも「段銭古帳」が作成された天文期には確認できるのである。^{〔7〕}

そして、このような郷村が成立していたからこそ、伊達氏は郷・村を支配の単位とする領国を成立させ、戦国大名として展開していくたと考えられる。大名が乙名百姓を掌握し、郷村への支配を浸透させ、大名領国制を展開させたという見方⁽³⁸⁾は、捉え直す必要があろう。

3 郷と村、そして莊園

まずは、伊達領における「郷」と「村」の関係について言及しておきたい。結論から言えば、戦国時代の伊達領国では、「郷」と「村」の史料上の呼称は、それほど厳密に区別して使用していなかつたと思われる。段錢帳では、例えば「中の目」のように、「郷」とも「村」とも書かれていない事例が大半を占め、その点は天文期の「晴宗公采地下賜録」にも共通する。上・下長井の段錢帳には、「郷」と書かれた事例がそれぞれ一点ずつあり、「段錢古帳」も「かう」^(郷)の事例は比較的多いものの、特に伊具庄では「むら」^(村)の事例も混在し、伊達氏の側で段錢収取の単位を「郷」と決めていたわけではないようだ。

伊達氏の家法である「塵芥集」にも、「郷」「村」などの用語が散見されるので、一例として殺害の科に関する三十三条を見てみよう。

一、他國の商人・修行者、殺さるゝ事あらば、罪科にいたつては、
その村里にあひ留るべきなり。たゞしかの郷内^(あきんど)のもの一人なりとも、
くだんの科人を申出で候はゞ、その村中^(郷)の安堵たるべき也。

他の商人・修行者が、伊達領国で殺害されがあれば、罪科の責務は殺害された「村里」に求めることがある。ただし、その「郷内」の者が一人でも例の科人が誰かを申し出たならば、その「村中」を保護

すべきだというものである。この条文では、傍線部で示したように、「村里」「郷内」「村中」という用語を用いているが、何れも同一の組織を指していると考えられる。要するに、史料上の用語から「郷」と「村」を区別することは難しく、両者はともに伊達氏に対して法的責務を負う政治的な組織、村落と理解してよいと思う。そのような村が、一定額の段錢を村請し、「村独自の負担体系」を構築していたのである。

このような村々から成る地域的なまとまりとして、段錢帳には莊園名が見える。前述したように、「段錢古帳」は「宇田之庄」「上長井之庄」といった莊園名や、「柴田」「名取」などの郡名ごとに、基本的には各郷村の段錢高、その合計額と夫賃、「はゝき代」を記している。天正期の段錢帳も、上長井・下長井・北条といった莊園由来の地域ごとに作成されている。ここから、伊達領国では莊や郡を単位として、段錢の集計をしていたことがわかる。

地域ごとに段錢をまとめて集計したためか、「段錢古帳」は郡や莊によつて記載様式が異なつてゐる。誉田氏はこれらの点について、伊達氏の領国化した時期が比較的新しい松山莊などでは郷名が記載されず、地頭給人層^(こ)ごとに上納段錢額が示されているのは、彼らの在地支配権力が保持されていたためだと指摘する。⁽³⁹⁾また屋代莊で、郷村ごとの段錢高記載と並んで、南方・北方を単位とする段錢高記載があるのは、置賜郡で最も早く開け、中世莊園の本拠であったため、莊園制的形骸が残つたと推測する。

これらを検討するためには、まずは天文期の伊達領国における松山莊や屋代莊などの位置づけを明らかにする必要がある。だがその究明は今

後の課題とし、ここでは次の点のみを指摘しておきたい。すなわち、伊達氏への段銭は、松山荘では地頭給人層が、屋代荘内では南方・北方という地域ごとに納めたようだが、そのことが、松山荘では地頭給人層が在地支配権力を保持し、屋代荘は莊園制的形骸が残っていたことを直ちに意味しない、ということである。なぜなら、松山荘で地頭給人層への納入、屋代荘で北方・東方への納入は、郷村が行っていたことも想定でき、本稿で考察した上・下長井荘や北条荘と大きな違いはないと考えられるからである。

おわりに

本稿では、戦国時代の伊達領国における収取について考察を加え、次のことを見明らかにしてきた。まずは、段銭の納入過程と各伝来史料の関係性についてである。段銭の納入は数度に分けて行われ、十一月二十日頃から十二月中頃までに三分一を納入することが多かった。伝来する上・下長井段銭帳および北条段銭帳は、何れもこの時期に伊達氏の蔵へ納入された分を、納入日ごとに収取の実務担当者が発給した請取状の写しを記載したものと考えられる。

段銭の請取に際しては、請取状が発給されて納入者へ渡された。これらの一冊が「後藤家文書」と「遠藤家文書」に伝来している。本来は、宛所の家に伝わるはずの請取状の大半が、発給者である遠藤家に伝来する理由は不明だが、元禄期の伊達綱村による修史事業の際に収集され、遠藤家に所縁あるものとして、同家に伝わることになったのかもしれない

い。そして、この請取状もしくは皆済状が、「下長井段銭帳」と「北条段銭帳」に見える「てはん」だと思われる。

段銭の納入は、原則として手判を確認しつつ行われた。だが、実際に納入する百姓側の申告に基づいて納められ、數度に分けて納入されたため、最終的には伊達氏の許にある帳面とつき合させ、不足分の催促や過剰分の返却という手続きが執られた。伊達氏の許にある帳面は、「下長井段銭帳」では「天正十壹ねんの御ちやう」、「北条段銭帳」の場合は「御ほんちやう」と呼ばれていた。

次に、段銭収取の実態についてである。既に、郷村や郷村の乙名中、特定の乙名が請取の宛所となる事例があり、郷村の乙名が納入を請け負う場合があることは知られていた。だが、史料上において請取の宛所が地頭給人層の場合も、実際の納入実務は、郷村の百姓側が担っていた。さらに、地頭給人層が納入する場合も、郷村がそれを把握しており、そのような別納分・免除分を合算した上で、伊達氏へ郷村分本段銭を納入するケースも確認できた。つまり、地頭給人層による納入も、郷村分の段銭請負の範疇のなかで行われていたと考えられるのである。

誉田氏は、段銭納入主体が、地頭給人層から乙名百姓中心の郷・村へ変遷したと指摘した。だがそれは、請取状の宛所を考察することで導き出された見解であった。宛所だけを見ていても、郷村が一定の段銭額納入を請け負う実態は見えてこない。本稿の考察と、天文期の「段銭古帳」において、伊達氏が郷・村ごとの段銭高を把握していたことを踏まえるならば、伊達領国における村請の郷村は、天文期段階で広範囲に展開していたと考えるべきであろう。のために段銭帳からは、郷村が

「独自の負担体系」を作っていたことも窺うことができる。ある。

伊達宗の時代に作成された「塵芥集」には、郷村など在地社会に関する規定が多く見られ⁽¹⁰⁾、「段錢古帳」も原則的には郷村を収取単位とするものであった。この時期の伊達氏が、戦国大名としての支配体制を整えていった背景として、本稿で明らかにした村請の村の成立と展開、そのような村を支配単位とする伊達領国の形成があつたと考えられる。だが、伊達領国を始めとする東北地方における村の実態、村における乙名百姓層の位置づけ、地頭給人層の具体像、そして本稿では全く触れることができなかつた「惣成敗」の実相など、明らかにすべき問題が多く残されている。それらの究明は全て今後の課題として、擱筆することしたい。

註

- (1) 誉田慶恩「在地支配の動搖と戦国動乱——とくに伊達氏の「天文の乱」をめぐつて——」(同『東国在家の研究』法政大学出版会、一九七七年、初出一九六七年)など。
- (2) 誉田慶恩「戦国末期の東北農村——とくに伊達領における段錢徵収をめぐつて——」(前掲註(1)書所収、初出一九六二年)。
- (3) 藤木久志「知行制の形成と守護職」(同『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年所収、初出一九六六年)。
- (4) 榎原雅治は、山伏・勧進聖による棟別錢徵収の実態を明らかにし、「棟別錢の賦課台帳は守護職機能の属性の一として前代から継承された」という藤木氏の推測を否定した(同「山伏が棟別錢を集めた話」『遙かなる中世』No.7、一九八六年)。
- (5) 誉田前掲註(1)・(2)論文。
- (6) 田代脩「戦国期における伊達氏の段錢帳」(『日本文化研究所研究報告』別巻五集、一九六七年)。
- (7) 菊池利雄「中世末期～近世初期伊達郡における郷村の所在状況」(『福大史学』19、一九七四年)、同「中世末期～近世初期信夫郡における郷村の所在状況」(『福大史学』22、一九七六年)、同「中世末期～近世初期屋代庄における郷村の所在状況」(『福大史学』27、一九七九年)、同「中世末期～近世初期における宇田郡の郷村所在状況」(『福大史学』39、一九八五年)、同「出羽国置賜郡における伊達氏領国——『段錢古帳』による歴史地理学的考察」(小林清治編『中世南奥の地域権力と社会』岩田書院、二〇〇一年)。
- (8) 前掲註(2)論文。
- (9) 前掲註(1)・(2)論文。
- (10) 前掲註(1)論文。前掲註(7)論文。
- (11) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(同『戦国時代論』岩波書店、一九九六年所収、初出一九八五年)など。
- (12) 菅野正道「戦国期伊達氏の段錢徵収の一側面」(『東北中世史研究会会報』7号、一九九四年)。
- (13) 白石市教育委員会編『白石市文化財調査報告書第四〇集 伊達氏重臣遠藤家文書・中嶋家文書・戦国編』(白石市歴史文化を活用した地域活性化実行委員会、二〇一一年)。これらのうち³⁹①②は、菅野前掲註(12)論文によつて『仙台古名家真蹟書画』所収の段錢帳が紹介されてゐる。
- (14) 前掲註(2)論文。
- (15) 近世前期の仙台藩における村落支配の式目にも、「御物成方」のこととして「下代はハキ銭、百文ニ付壱文懸之外、年頭ニも取申間敷候事」

とあり、下代に対する手数料として使用されている（「仙国御郡方式目」『仙台市史 資料編4』三頁）。なお誉田氏は、寛永十三年（一六三六）の「慈恩寺検地帳」に「小走」が「はゝき代」を給された事例を紹介し、走り使い、使役に近いものではないかと推測している（前掲註（1）論文）。

（16）この点は、菅野氏が指摘している（前掲註（12）論文）。

（17）この点は、菅野氏が指摘している（前掲註（12）論文）。

（18）女かしま・ふるし田をきの在宅・やの目・おそな塚・中田・えんとく寺之内宮井・女かしまな内の内、女かしま之内たかた・ちやくし之内しやうけん在家・山上之内中嶋在家・花さハ・をその塚之内ちやくし・下をその塚・山上東かた花さハの村々で、「遠藤文七殿」に段錢を直納したという記事が見える。

（19）十二月六日条の「ふるし田」「やの目」「おそな塚」「中田」「えんとく寺之内宮井」「女かしまな内の内」「女かしま之内、たかた」「ちやくし之内、しゃうけん在家」「山上之内、中嶋在家」「花さハ」、同月七日条の「をその塚之内、ちやくし」で所見される。

（20）前掲註（1）・（7）論文。

（21）下長井の歌丸郷内木村満六分も、十一月二十八日と十二月十一日の二度にわたって段錢が納入されている。なお、この点は誉田氏も指摘している（前掲註（2）論文）。

（22）勝保鎮夫氏は、日根野庄の入山田四カ村では、個々の百姓が年貢・課役を村、具体的には村の番頭へ納入することになっていたといい、長谷川裕子によれば、村はそれを数度に分けて領主へ納入したという（勝

俣前掲註（11）論文、長谷川裕子「15～17世紀における村の構造と領主権力」（『歴史学研究』⁸⁸⁵、二〇一一年）。田中克行氏も菅浦では、領主代官への納入前に、個々の百姓が菅浦惣庄へ納めた納入額を記す帳簿を

作成していたと指摘する（田中克行「地下請と年貢收取秩序—近江国菅浦惣庄の場合—」同『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年所収、初出一九九五年）。伊達領国では村の帳簿は確認できないが、同様の事態を想定できると考える。

（23）誉田氏は、「本帳」に依拠して上納者へ手判が与えられたと想定する（前掲註（2）論文）。

（24）この点は、誉田氏も指摘している（前掲註（2）論文）。

（25）福原圭一「伊達氏の段錢収納と段錢請取状」（二〇一三年八月十一日、南奥羽戦国史研究会報告レジュメ）。なお、脱稿後、福原氏に報告内容を確認したところ、福原氏も「手判」は請取状であると想定できることがわかった。福原氏には、報告内容と重複した指摘となってしまったことを、この場をお借りしてお詫びしたい。

（26）前掲註（2）論文。

（27）前掲註（1）論文。

（28）誉田氏は、「晴宗公采地下賜録」の泉郷は遠藤氏一族が所領を有していることを指摘している（前掲註（2）論文）。

（29）前掲註（25）レジュメ。なお、既に私も表2を作成し、同様の分析を行っていたが、福原氏の報告は修士論文に基づくものであり、分析・公表した時期は福原氏の方が早い。

（30）例えば、火神台郷は、請取額から引き分や別納分を引くと二十九文の誤差が出る。時庭郷は、本段錢の三分一から八幡殿分六六〇文・御中間大学所殿はしかき役五二〇文・阿久津修理助殿分一貫一六二文を引いた額が、請取額に相当する。玉庭郷も、本段錢三分一から二貫九〇〇文を引くと七文の誤差がある。同様に高山郷は三文、奥田郷は四〇文、時田郷も五文の誤差がある。

（31）寺泉郷・朴沢郷については計算が合わず、納入額（伊達氏の請取額）

の算出方法を整理することができなかつた。

(えんどう・ゆりこ 淑徳大学人文学部准教授)

(32) 前掲註 (2) 論文。

(33) 表1・2では、備考欄に千丣もしくは地利一貫当たりの納入段錢額を示した。

(34) 前掲註 (11) 論文。

(35) 前掲註 (22) 論文。

(36) 誉田氏は、これは段錢の公平な賦課を期したもので、「大名権力の浸透」を示す大名側による徵稅整備と評価するが(前掲註(2)論文)、本稿では郷村側の調整と考えた。

(37) 長谷川裕子氏は、収納の実態を考察し、村請に対する様々な見解を整理している(長谷川前掲註(22))。本稿では、地頭給人層や乙名の分析をするには至らなかつたが、彼らを中心とした村請のあり方は、長谷川氏の指摘する中世の土豪、近世の庄屋を中心とする村請のあり方と大きな違いはないと考える。

(38) 前掲註 (2) 論文。

(39) 前掲註 (1) 論文。

(40)拙稿『塵芥集』用水規定を通してみる戦国大名』(『六軒丁中世史研究』13号、二〇〇八年)。

【付記】註(25)・(29)に記したように、福原圭一氏も、二〇一三年八月十一日の南奥羽戦国史研究会において「伊達氏の段錢収納と段錢請取状」という題目で報告された。報告内容は本稿と重複する部分があり、近々執筆予定であるという福原氏の論文も参照されたい。なお本稿は、同日の研究会報告、および二〇〇二年七月十六日の村落交流史研究会での報告などをもとに執筆したものである。お世話になつた関係者各位にお礼を申し上げます。

【表1 上長井地域の段錢帳】

「御段錢古帳写」(天文7年)			「上長井段錢帳」(天正15年)								
郷村名 〔史料記載〕	段錢	注記	納入者		本段錢	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分・免除分等の記載)	年月日	No.	備考	
			郷村名〔史料記載〕	郷村内の地名・人名など〔史料記載〕							
桐原(きり原)	19貫550文										
			桐原〔桐原之内〕	御東様御分〔桐原之内、御ひかしま御分〕		260文		15/11/28	33		
			桐原〔桐原之内〕	先達(力)屋敷〔せんちたちやしき〕	1300匁	260文		15/12/1	61		
長橋(なかはし)	19貫775文										
一瀬(ひとつうるし)	18貫文		一漆〔一うるし〕		18貫文	4貫160文	3分1に6貫文、この内玉としいん分、正伝庵分合で1貫440文引き、少納言殿へ400文引く。	15/12/2	64		
			一漆〔ひとつうるし〕			1貫しり	300文	純免	15/12/2	65	
轟(とろき)	6貫500文		轟〔とろき〕	粟野助三分・牛越上総守分〔粟野助三郎分・牛越かつさ守分〕		340文	粟野助三分240文・牛越上総守分100文	15/11/30	55		
若宮(わかみや)	3貫500文										
糠野部〔ぬかのへ〕	35貫250文		糠野部〔ぬかのへ〕	官在家〔宮の在家〕	3000匁	600文		15/11/26	2	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	上修理分〔既上修理分ぐま〕	2000匁	400文		15/11/26	3	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	上修理分〔上しゆり分〕	1000匁	200文		15/11/26	4	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	管源兵衛分〔管源兵衛分〕	1200匁	240文		15/11/26	5	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	とんの前〔とんの前〕	1300匁	260文		15/11/26	6	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへうち〕	助八郎分〔助八郎分〕	1000匁	200文		15/11/26	7	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	浜田源兵衛分〔浜田源兵衛分〕	1000匁	200文		15/11/26	8	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	中村彦兵衛より賃地〔中村ひこ兵へよりかい地〕	1800匁	360文		15/11/27	12	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	湯村小太部分〔湯村小太部分〕	900匁	180文		15/11/28	40	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	新田二郎左衛門分〔新田二郎左衛門分〕	3000匁	600文		15/11/28	44	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	白石掃部分〔白石かもん分〕	800匁(切田)	160文		15/11/29	48	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	小梁川式部分〔こやな川式部分〕	400匁	80文		15/12/1	63	1000匁につき200文	
			糠野部〔ぬかのへ〕	セリ田・屋代〔セリ田・屋代〕	1400匁	300文	セリ田1000匁、屋代400匁合て、	15/12/2	68	1000匁につき214文	
矢野目(やの目)	31貫100文		矢野目〔矢野目〕		31貫100文	3貫437文	3分1に10貫367文、この内りんわうし〔輪王寺〕分、又黒川殿分、合て2貫74文引き、又小其塚内286文、又片倉小十郎へ500匁(100文引き)、又小成田惣右衛門へどし計4貫470(文引)、	15/11/29	45		
			矢野目〔やの目〕			286文	遠藤文七殿直納	15/12/6	73		
小瀬(こせ)	14貫50文	此内三ヶ三百文御中館へひげ申候。	小瀬〔小瀬〕		14貫50文	2貫571文	3分1に14貫684文、この内元越坊へ131文・横取新三郎分170文今年計しあかれ、小梁川殿分へ112文・富塚近江守分へ581文・小成田惣右衛門分へ今年計1貫20文、合て2貫113文引く「此内」文591文もさへ平左衛門へ引く。	15/11/29	50		
			小瀬〔小瀬〕		14貫50文	2貫181文	3分1に4貫684文、この内小梁川殿分120文・富塚近江殿分640文・元越坊131文をさしあかれ、横取新三郎へ今年計しあかれ、小成田惣右衛門へ1貫20文・もさへ平左衛門へ391文引く。	15/12/7	86		
山岸柳(右カ)衛門 上平柳(山きし丈衛門 上じら柳)	4貫500文										
			上平柳〔かみひらやなぎ〕	山岸分〔山きし分〕		820文		15/11/27	13		
			上平柳〔上ひらやなぎ〕	山路主水分〔たかや左馬丸分〕		400文	上平柳山路主水分・たかや左馬丸分合て、	15/12/2	67		
下小其塚(下おその塚)	2貫500文										
			下小其塚〔下をの塚〕			310文	3分1に合わせて、遠藤文七殿直納に、小梁川殿へ50文引く。	15/12/7	85		
下平柳(下ひら柳)	14貫825文		下平柳〔下ひらやなぎ〕		14貫825文	2貫638文	3分1に4貫942文、この内松木分・高や内蔵助分合て1貫53文引き、片倉小十郎へ2貫500文(50文・1貫300文)に263文引く。	15/11/29	60		
小其塚(おその塚)	10貫430文		小其塚〔おその塚〕		10貫430文	3貫222文〔文七〕	3分1に3貫417文、この内新田殿へ1500匁役、遠藤文七殿直納、	15/12/6	74		
			小其塚〔小其塚内〕	ちやくし分・寺分・ほった	400匁	70文〔文七〕	ちやくし分仁百かり寺分、又百五十り、同ほつた五十りか。	15/12/7	84		
小菅(こすけ)	53貫325文	此内三ヶ文御中館へひげ申候。	小菅〔こすけ〕		53貫325文	11貫665文	3分1に17貫673文、この内杉目御分五間へ810文・御内御分3間へ1貫830文・御東御分4間へ860文・松かぐ御分1間、又正伝庵分1間、合て2間へ810文。又富塚近江守分3間へ690文、又渡辺宮内分600文。各々勘定合て、かくの如く。	15/11/27	15		
			小菅〔こすけ〕	落合〔を地合〕		2貫500しり	150文		15/11/27	17	1貫につき60文
			小菅〔こすけの内〕	御東様御分・御東さま御分]		860文		15/11/28	32		
			小菅〔こすけ〕	渡辺宮内分・寺分〔渡辺宮内分・又寺分〕		600文		15/12/8	89		
尾長島(おなかもしま)	58貫225文	此内十ヶ百文そしかた	尾長島(女かしま)		58貫225文	17貫279文	3分1に19貫409文出す、この内、御對屋分へ780文・御内御分3間へ1貫830文・御東御分4間へ860文・松かぐ御分1間、又正伝庵分1間、合て2間へ810文。又富塚近江守分3間へ690文、又渡辺宮内分600文。各々勘定合て、かくの如く。	15/11/30	51		
			尾長島(女かしま)	なわ内〔なわの内〕	小1000匁(マ分)	250文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	77	1000匁につき250文	
			尾長島(女かしま)	たかた〔たかた〕		100文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	78		
小山田(をやま田)	24貫200文	此内二ヶ仁百御中館へひげ申候。	小山田〔小山田之内〕	芳賀対馬御あつかい〔はつかしま御あつかひ〕	2500匁	500文		15/11/27	18	1000匁につき200文	
			東江股(東ゑまと)	小梁川新兵衛分〔小やな川新兵衛分〕	400匁	80文		15/11/27	19	1000匁につき200文	
川辺	7貫200文		上川辺(上川辺)	新田美濃分〔新田ミの分〕	(1500匁)	625文	手作1000匁の答え(こたへ)に御検見を入れて、踏み出し500匁	15/12/13	90		
			藤泉(藤いつみ)								
成島(成しま)	7貫600文		藤泉(藤いつみ)	道ゑきこうや・谷田〔道ゑきこうや〕〔屋ちた〕	(1000匁)	200文	藤泉道ゑきこうや600匁・屋ちた400匁に80文、3分1に合て、	15/11/28	24	1000匁につき200文	
			藤泉(藤いつみ)	ほんそう在家〔ほんそうう在家〕	4000匁	800文		15/11/28	28	1000匁につき200文	
			藤泉(藤いつみ)	本郷在家切田〔ほんこうう家きり田〕	1500匁(きり田)	300文		15/11/28	36	1000匁につき200文	
			藤泉(藤いつみ)	浜田備前守分谷地田〔浜田備前守分や〕〔谷地田〕	400匁(谷地田)	80文		15/11/28	37	1000匁につき200文	
			藤泉(藤いつみ)	小梁河左馬丸分〔小梁河さまのセラフ〕	400匁	80文		15/11/28	38	1000匁につき200文	
			藤泉(藤いつみ)	松木田〔松の木田〕	700匁	140文		15/11/28	42	1000匁につき200文	
下窪田	11貫150文	此内壱百仁百御中館へ引	藤泉(藤泉)	藤泉代五間・小梁川式部分	3700匁	740文	藤泉代五間3700匁ニ小梁河式部分	15/11/29	47	1000匁につき200文	

「御付錢古帳写」(天文7年)			「上長井段銭帳」(正徳15年)						
郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	納入者	本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分・別納分・免除分等の記載)	年月日	No.	備考
			郷村名〔史料記載〕郷村内の地名・人名など〔史料記載〕						
上窪田〔上ぐま田〕	22貫300文		上窪田〔かみぐま田〕	小梁河左馬允分・下飯坂塙助分〔小梁河左馬の允分・又下さいか塙助分〕	780文	小梁河左馬允分・下飯坂塙助分合わせて、	15/11/28	35	
			上窪田〔かみぐま田〕	小梁河式部手番〔小梁河式部手番さ口〕	7600筋(手筋)	1貫562文〔手さぐ7600筋、又370(200筋)に合て〕	15/11/28	39	
中田〔なか田〕	16貫250文		中田〔中田〕		16貫250文	5貫417文〔文七〕 3分1。遠藤文七殿直納	15/12/6	75	
宮井〔みや井〕	12貫800文	此内八百五十文 文御中館へ引	宮井〔宮井〕		11貫800文	1貫35文 3分1に3貫934文、此内富塙近江殿分1貫18文 ・阿弥陀寺分684文・鶴岡園書分380文・小梁川 殿分285文・遠藤文七殿分190文・今年計元越 坊342文引く	15/11/30	56	
荒川〔あら川〕	18貫300文								
東方塩野〔ひかしか たしの〕	17貫300文								
西方塩野〔にしかた しひの〕	32貫2文		塩野西方〔志ほのにし かた〕	東在家〔東の在宅〕	2000筋	500文		15/11/24	1 1000筋につき250文
			塩野西方〔志ほのにし かた〕	横山又七分・彦六在家〔横山又七分ひこ 六在家〕	3貫地り	600文		15/11/28	41
			塩野〔志ほの〕	田中在家〔田中在家〕		320文		15/11/27	16
			塩野〔志ほの〕	をたか分〔をたか分〕		2貫806文	5けんより	15/11/28	27
			塩野〔志ほの〕	富沢伊与分〔とまさひよ分〕	1500筋	300文		15/11/28	43 1000筋につき200文
			塩野〔志ほの〕	あさ倉在家・原田兵衛分〔あさ倉在家、 原田兵衛分〕		600文		15/11/30	58
			塩野〔志ほの〕	瀬上孫一部分〔瀬上孫一部分〕	300筋	60文		15/12/1	62 1000筋につき200文
			塩野〔志ほの内〕	新田隠岐守分〔新田をきの守分〕	2分2500筋	500文		15/12/2	66
			塩野内〔志ほの内〕	やなざい〔やなざい〕	2200筋	440文		15/12/7	82 1000筋につき200文
			塩野内〔同こうの内〕	やうとう寺分〔宮崎尾張分〕	1000筋	200文	〔やうとう寺分きり田干かりニ、宮崎おわり分〕 〔宮崎おわり分〕	15/12/7	83 1000筋につき200文
西方北条力〔同ほう ちう〕	10貫文								
塩野山岸〔しほの 山きし〕	20貫300文		塩野山岸〔志ほの山きし〕	同名山宮崎隼人分〔どう名山宮崎はやと分〕	1600筋	320文		15/11/29	49 1000筋につき200文
成島〔なるしま〕	6貫670文								
米沢〔よなさへ〕	25貫170文								
谷地〔やち〕	14貫250文								
遠山〔とを山〕	14貫675文								
			遠山〔遠山之内〕	宮川四郎左衛門分〔宮川四郎さへもん分〕		244文		15/12/4	70
福田〔ふく田〕	17貫900文		福田〔福田〕	福田〔福田〕		4貫867文		15/11/27	14
古志田〔ふるし田〕	15貫700文								
			古志田〔ふるした〕			4貫941文	浜田備前守直納	15/12/4	69
			古志田〔ふるし田〕	おきの在宅〔をきの在宅〕		200文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/4	72
笹野〔さいの〕	25貫500文								
			笹野〔さいの〕	木村在家〔木村在家〕		324文	本たん錢3分1に合て、	15/11/28	21
			笹野〔かもみ在家〕	最上在家〔かもみ在家〕		371文	3分1に合て、よもき田藤衛門分、	15/11/28	22
			笹野〔さいのかた〕	山上在家〔山上の在家〕		356文		15/11/28	25
			笹野〔さいのかた〕	はね在家安部源兵衛分〔さののかたはね 在家百から一安部源兵衛分〕	100筋	17文		15/11/28	26 1000筋につき170文
			笹野〔さと原〕〔※笹野 力〕	よもき田藤衛門分・宮崎五郎衛門〔よもき 田藤えもん分〕宮崎五郎へもん分〕	(1700筋)	180文	よもき田藤衛門分1300筋・宮崎五郎右衛門分4 00筋、260文引く、	15/12/8	88 1000筋につき180文
李山〔すもと山〕	23貫250文								
東方山上〔ひかしか た山かみ〕	26貫75文								
			山上東方〔山上東方〕	花沢・御太領中しま在家・ほうかわ在家・ 佐藤弥平・輪王寺分・浜田殿分・前田河 孫左衛門分〔花さへ〕〔御太領中しま在家・ ほうかわ在家・さと藤や平分〕〔りんわ う寺分・浜田殿分〕前田河孫さへもん分〕		1貫844文	花沢12間3貫196文罷出し、同御太領中しま在 家2間、合て267文、遠藤文七殿直納、〔ほうかわ 在家145文・文七殿手分御免。佐藤弥平分へ390 文別に引く。輪王寺分・浜田殿分・前田河孫左衛 門分550文引く、	15/12/7	87
西方山上〔にしかた 山かみ〕	24貫950文	此内仁々九百 五十文といた のより							
			山上〔山上之内〕	中嶋在家〔中嶋在家〕		103文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	80
八木橋〔やき橋〕	12貫700文								
			八木橋〔屋き橋〕	やとう屋敷〔やとうやしき〕	500筋	150文		15/11/28	20
			八木橋〔屋き橋〕	山路藤兵衛分〔山路藤兵衛分〕		780文	川崩れ1400筋引く、	15/11/30	57
			八木橋〔屋き橋〕	佐藤弥平分・花沢内〔佐藤や平〕〔花さへ 之内〕		1貫620文	八木橋佐藤弥平分川崩れに引き、花沢内390 文、合て、	15/11/30	59
	13貫945文	はん分つ							
西江殿〔にしまだ〕	6貫973文	此うち	西江僕〔にしまだ〕		6貫973文	732文	3分1に、遠藤将監分5間6貫300文しりに、	15/11/30	53
			西江〔西ゑまと〕		1貫700地り	197文		15/11/26	9
			西江僕〔にしまだ〕	湯目三河分〔湯目三河分にしゑまと〕		639文		15/11/29	46
			西江僕〔西江僕〕	たての在家いつも在家・としう在家〔た ての在家いつも在家としう在家〕	2貫500文しり 500地り・50 おり	757文	たての在家2貫500文しりに291文、いつも在家1 貫500文地りに175文、としう在家2貫500文しりに 291文、合て、	15/11/30	52
				遠藤玄蕃居屋敷〔遠藤玄蕃伊屋しき〕	2900筋	580文		15/11/26	10
				中嶋在家〔遠藤将監分〕	6800筋	1貫904文	遠藤将監分	15/11/27	11
				との内在家〔との内在家〕		201文	3分1に合て、	15/11/28	23
			小野川〔小野川〕	大枝分〔大えた分〕	1700筋	340文		15/11/28	29
			立石〔たて石〕	源ハまへ〔源ハまへ〕	500筋	100文		15/11/28	30
				小梁川新兵衛分・宮崎三郎左衛門分〔小 梁河新兵衛分・宮崎三郎左衛門分〕	600筋	120文	合て、	15/11/28	31
			円徳寺〔円徳寺〕	中嶋守在家湯目殿分〔中嶋守在家湯目 藤九郎分〕	2200筋	240文	21文懸かり	15/11/28	34
			円徳寺〔えんとく寺之内〕	宮井〔宮井〕	1貫しり	190文	遠藤文七殿直納	15/12/6	76
			沖〔をきの内〕	弥く郎こうや〔弥く郎こうや〕		180文		15/11/30	54
			中村〔中村〕	金三分〔金三分〕	1000筋	200文		15/12/6	71 中村は氏名か。
			蛇口〔ちやくの内〕	しやうけん在家〔しやうけん在家〕		90文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	79
			花沢〔花さへ〕			164文	遠藤文七殿直納	15/12/6	81
	760貫127文	そう両人へ御 とり							
	353貫550文	(夫貫170貫 450文、はは き代30貫98 0文、合計20 1貫430文)							

【表2 下長井地域の段錢帳】

地域	郷村名 〔史料記載〕	段錢	注記	「上 長井段錢帳」(天正15年)								
				納入者		本段錢	請取額	請取額の算出法 (今回の纳入分・別納分・免除分等の記載)		宛所	年月日	No.
畔藤〔くふじ〕	30貫100文		畔藤〔黒藤〕		30貫100文	5貫449文	3分1に10貫33文、この内直理殿分5貫、松岡分2間、番匠外記・同助左衛門とうかん等閑分2間、合て3貫474文引く。この他に桑島与一部分より710文・梅津伊勢守おそこより400文罷り出候也。		黒藤おとな中	12/11/30	104	「(欄外)此内天正十菅ねんの御ちやう(帳)二合候へハ、五百文すくなく候、来年ハそのたゞしを可申候、以上」(合点と同墨)
			畔藤〔黒藤之内〕	ほそこみ在家〔ほそこみの在家〕		400文			梅津助衛門との	12/11/27	10	
			畔藤〔黒藤〕	西原在家一・花とう在家二間〔にし原在家一・花とう在家ノ間〕		829文			松岡与三き衛門殿	12/11/29	70	
			畔藤〔黒藤之内〕	くしま与一郎分〔くしま与一郎分〕		710文	3分1	くしま与一郎殿	12/11/30	99		
椿〔つはき〕	34貫555文		椿〔つはき〕		34貫555文	1貫190文 (御たてへ上申候)	3分1に11貫518文、この内遠藤四郎左衛門、下都山近江分合て2貫35文あひ、(5文字判まず)「(欄外)はんじてはんじ」下長井どんねんいてめ、南よしたぞしたかうや七間、きり田そへて、合て御段錢いで代、		おとな貴賓基助殿	12/12/1	111	「(欄外)此内そしかたあひのき、うのひこ五筋ふんより」1貫文につき261文
			椿〔つはき之内〕			3貫文しり	780文		下郡山ひこ(肥後)守殿	12/11/28	28	1貫文につき260文
			椿〔つはき之内〕			2貫500文ちり	654文		下こり山大かく(下郡山大学)	12/11/28	29	「(欄外)てはんハ大かくひこーふにてて候」1貫文につき261文
			椿〔つはき之内〕	卯和之彦五郎分惣領方卯和之ひこ五郎ふん惣領かた)	7貫地り	1貫864文	此内300文引け、椿一郷にしまつ候間、来年はてはんをよくよく御覽候へ候、	基助殿・かもの助殿・新介殿	12/12/1	114	「(欄外)此内そしかたあひのき、うのひこ五筋ふんより」1貫文につき261文	
			椿〔つはき之内〕	あへ藤左衛門分〔あへ〇藤左衛門分〕	3貫地り	798文	3分1に勘定。惣領式(計力)あひのき3貫地り、	おとな後藤平三殿	12/12/1	115	1貫文につき266文	
			椿〔つはき之内〕			2貫しり	532文	繩免	後藤備後守殿・同新介殿	12/12/1	116	1貫文につき266文
			椿〔つはき之内〕	大沼喜衛門分〔大沼喜衛門分〕	6貫地り	1貫596文			おとな源兵へ殿・四郎衛門殿	12/12/1	117	1貫文につき260文
			椿〔つはき之内〕	牧野左馬助分・後藤与左衛門分・平井孫兵衛分〔まきの左馬助分・後藤与へもん分・平井孫ひやうへ分〕	2貫文	1貫64文	牧野左馬助分2貫地りに532文、後藤与左衛門分・平井孫兵衛分2貫地りに532文、合て段錢3分1に勘定候て、出代、	まきの(牧野)左馬助殿・後藤与へもん(左衛門)殿	12/12/1	118	1貫文につき532文	
			椿〔つはき之内〕	西大枝分・大石主計助分・良覚分・新藤九郎兵衛分〔しれいだい枝分・大いし主計助分・ふんじん覚分・川新藤九郎ひやうへん分〕	4貫700文地り	1貫252文	西大枝分2貫地りに530文、大石主計助分1貫地りに266文、良覚分700地りに188文、新藤九郎兵衛分1貫地りに266文、合て出代、	おとな後藤九郎さへもん(左衛門)殿	12/12/1	119	1貫文につき266文	
			椿〔つはき之内〕	粟野助三郎分・大石主計助分・下郡山大学助分〔粟野助三郎分・大いし主計助分〕(下こり山大かく助分)	4貫地り	1貫66文	粟野助三郎分3貫地りに798文、大石主計助分700地りに188文、下郡山大学助分300文地りに80文。本段錢3分1に勘定候て、出代、	おとな平兵衛殿	12/12/1	120	1貫文につき267文	
			椿〔つはき之内〕	加藤在家・右京在家〔か藤〇さけやうきやうけや〕	3貫地り	798文	加藤在家2貫地りに532文、右京在家1貫地りに266文。本段錢3分1に勘定候て、合て出代、	下こり山基九郎殿	12/12/1	121	1貫文につき266文	
			椿〔つはき之内〕	はらた下野守分〔はらた下野守分〕	2貫地り	532文	3分1に勘定候て、出代、	管野又十郎殿	12/12/1	122	1貫文につき266文	
白川より北	小国御太領〔小国御太領〕	39貫925文										
	小国〔おくに〕	48貫220文	上こり山かた									
	横越〔横こし〕	15貫85文	横越〔横こし〕		15貫885文	5貫195文	3分1に5貫295文、この内、舟うといふんより別面而100文すみ、出代、	左馬助殿	12/11/30	105		
			横越〔横こし〕	安久津新右衛門分〔安久津〇新ゑもん分〕	1800匁	414文	23文懸かり、	あくつ新ゑもん(阿久津新右衛門)殿	12/11/30	98		
	同横越〔同横こし〕	15貫485文										
	黒沢〔くろさわ〕	30貫800文	此内仁ノ御中館へ引									
			黒沢〔黒沢〕			585文	繩免	大立目右衛門殿	12/11/27	8		
			黒沢〔黒沢之内〕	安久津修理分〔安久津〇しゆり分〕		180文		安久津志ゆり(修理)の助殿	12/11/28	44		
			黒沢〔黒沢〕		900地り	198文	浮免年責	おとなすき(翁木)小一郎殿	12/11/29	84	遠藤39-⑫	
			黒沢〔くろさわ〕		3000匁	540文	繩免	さ藤蔵人殿	12/11/29	85	遠藤39-⑪	
			黒沢〔黒沢〕	泉原方〔泉原かた〕		2貫300文		くろさわおとな中	12/11/29	86	遠藤39-⑬	
			黒沢〔黒沢〕	半田方〔半〇田かた〕	5貫640文	3貫840文	安久津修理分より180文別して相済み、大様くらん戦ひ、分1貫620文引き、此内くらん分は御東様へ当年ばかり引く、	くろさわ半田方おとな中	12/11/29	89	遠藤39-⑮	
			小出〔こいで〕		32貫800文	10貫934文	3分1	こして(小出)おとな中へ	12/12/11	146		
小白川	小白川	6貫文										
	まのねさわ	5貫文										
	手ノ子〔てのこ〕	39貫565文	此内七百九十五文御下たてへ									
			手ノ子〔てのこ〕	庶子方〔そしおかた〕		3貫784文		遠藤四郎さ衛門殿	12/12/1	125		
	火神台〔くいしんたい〕	42貫500文		火神台〔くいしんたい〕		42貫500文	13貫680文	3分1に14貫160文、この内、高玉すひりやくいん(瑞龍院)分87貫文引き、梅津伊勢分226文引き、大津ま(?)助衛門預かり138文、合て出代、	かんの戦人殿	12/12/3	134	「(欄外)此内にもこはず(茨庭御防)殿へ350文、当年ばかり引申候」
			火神台〔くいしんたい〕	梅津助衛門尉分〔梅津〇助衛門尉分〕	800匁	224文		梅津助衛門との	12/11/27	15		
	時庭〔ときこい〕	31貫500文		時庭〔ときこい〕之内		31貫500文	8貫158文	3分1に10貫500文、この内、八幡殿分66貫、引く、この内安久津修理分殿分居屋敷、窪在家両所より1貫162文別して相済み、出代の内、昌中殿より1貫300文、同繩免780文、出代の内、かへ者(方)より1貫500文地り1貫420文、同昔よりの繩免220文、やつお800匁役(-160文、合て出代、	ときこい(時庭)おとな中	12/12/5	141	
			時庭〔ときこい〕之内	安久津修理分助〔あくつしりゆり〕の助分)		1貫162文		あくつしりゆりの(安久津修理)助殿	12/11/28	53		
五十川〔いわ川〕	五十川〔五十川〕之内	31貫200文		五十川〔五十川〕之内	梅津伊勢守〔梅津〇伊勢守〕	800匁	224文		梅津いせ守殿	12/11/27	14	1000匁につき244文
	五十川〔いかゝわの内〕					5000匁	1貫400文		松木かもん(掃部)殿	12/11/27	18	1000匁につき280文
	五十川〔五十川之内〕		鷹・加地在家分〔鳴〕〔加地在家分〕	600匁(鳴)・1,000匁(加地在家)	448文	鳴600匁役に160文・加地在家1000匁に280文、合て、(その他、判読できず)	鷹・加地在家分	12/11/28	30	1000匁につき280文		
	五十川〔五十川之内〕		木村満六分志やうつう在家〔木村満六ふん志やうつうさい〕		50文			ぬまさき(沼崎)・かほし宗へん殿	12/11/28	31		
	五十川〔五十川内〕		五十川内、ひせん在家	1000匁	280文			東海林はやと(隼人)殿	12/11/28	32	1000匁につき280文	

地 域	郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	「長井段銭帳」(天正7年)										
				納入者 郷村内の地名・人名など〔史料記載〕	本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分・別納分・免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考			
				五十川〔五十川〕	500丮	140文		まつの木与七郎殿	12/11/28	33	1000丮につき20文			
				五十川〔いか川之内〕	さうきう在家〔さうきう〇在家〕	(2800丮)	784文	さうきう在家400丮に、くねまき200丮、きり田1500丮、きつひ田300丮、まの下200丮、おんなの下200丮、合て、	前田河孫さへもん殿	12/11/28	35	1000丮につき20文		
				五十川〔いか川之内〕	かはいは在家・大やへ〔かはいは在家・大やへ〕	(2400丮)	672文	かはいや在家1500丮に420文、大やへ900丮に合て、	いたいら藤ひやうへ(丹波)兵衛殿・大やへ三郎兵衛殿	12/11/28	36	1000丮につき20文		
				五十川〔五十川内〕	土屋在家〔土屋在家〕	(1400丮)	392文	1200丮役に336文(土屋在家)・きり田200丮役に56文	志かまたんは(丹波)殿	12/11/28	37	1000丮につき20文		
				五十川〔五十か八〕		1000丮	280文		藤からまき又八殿	12/11/28	38	1000丮につき20文		
				五十川〔いか川〕	太宰分〔太才分〕	7950丮	2貫211文		太才(太宰)信濃守殿	12/11/29	63	1000丮につき278文		
				五十川〔五十川の内〕	せんたち屋敷・木下屋敷・沢地・徳田た・打越・きり田(せんたち屋敷・木下屋敷・沢地・徳田た・打越)・きり田	(2020丮)	565文	せんたち屋敷470丮役に131文、木下屋敷300丮役に84文、沢地100丮役に28文、徳田た500丮役に140文、打越100丮役に28文、きり田350丮役に98文、200丮に56文、合て、	こまつ(小松)孫千郎殿・きくち菊池二郎衛門殿	12/11/29	66	「此内打越田百丮よりおまく候由申候間、かさねて伺ひ候て、とりをかけ申へ候。以上」/貴文につき20文		
				五十川〔いか川之内〕		530丮	148文		はせへ藤さへもんとの	12/11/29	71	1000丮につき279文		
				五十川〔五十川の内〕		2300丮	642文		いさへや三郎との	12/11/29	72	1000丮につき279文		
				荒砥〔あらと〕	125貫文									
				荒砥〔あらとの内〕	みやう阿ミ在家〔みやう阿ミ在家〕	700丮	196文	28文懸かり	鉢(マ)四郎衛門との	12/11/27	12	1000丮につき20文		
				荒砥〔新砥の内〕	大塚殿分〔大塚殿の〇分〕	1800丮	504文		たしかもん(平捕部)殿	12/11/28	55	1000丮につき20文		
				荒砥〔あらとの内〕	蒲目さへ年貢〔蒲目さへねんく〕	1貫200丆	420文		あそのすけ三郎	12/11/29	78	遠藤39-④/1貫につき350文		
				荒砥〔荒砥内〕	あくつ新門分〔あくつ新門分〕	1200丮	276文	本段銭に23文しり	あくつ新ゑもん殿	12/11/30	96	1000丮につき20文		
				荒砥〔新砥の内〕	めぐりや在家〔めぐりやいなけ〕	1009丮(1900丮)	532文		新砥美作守殿	12/11/30	100	1000丮につき20文力		
				荒砥〔新砥の内〕	ほり寺一毛分〔ほり寺一毛分〕		410文		一毛斎へ	12/12/1	124			
				荒砥〔新砥の内〕	開寺仏眼寺分〔開寺仏眼寺分〕	4000丮	1貫		仏眼寺	12/12/5	142	1000丮につき250文		
				宮〔ミヤ〕	30貫100文									
				高玉〔高搘〕	50貫200文									
				高玉〔たかたま〕	庶子方・西大立目分・国分志んちやく殿分・かまた分・平大学分・高森御対屋分・たしかみ新蔵人分〔よしかみにだいだくめいじん〕・志んちやく殿分・かまた分〔國志んちやく殿分・かまた分〕・〔平大学分・高森御対屋分・たしかみ新蔵人分〕		2貫60文		村上将監殿・加藤主殿助殿・こまつかもんさへもん(小松捕部)殿	12/11/30	90	遠藤39-①		
				高玉〔高搘〕	庶子方・松岡修理分〔そしかた・松岡修理ん〕	3500丮	735文		松岡志ゆりの助殿	12/12/3	137			
				中村〔中むら〕	中村〔中村〕	庶子方〔そしかた〕	5600丮	1貫■60文	中村のそしかた(庶子方)	12/11/27	6			
				川原沢〔かわらざ〕	30貫500文	川原沢〔かわらざ〕	庶子方〔そしかた〕	2貫687文						
				泉〔いつみ〕	20貫文	泉〔泉の〕	20貫文	5貫917文	下こほり(郡)山鹿主人殿・かもぶ(蒲生)五郎衛門殿	12/11/28	27			
				萩生〔はきふ〕	23貫30文	こくふんわう	萩生〔はきう〕	木村満六分・只木稲葉分・湯村図書分〔木村まん六分・只木いなはふん・湯村つしょふん〕	3400丮	952文	木村満六分1700丮・只木稲葉分700丮・湯村図書分1000丮	12/11/27	5	
				萩生南方〔はきうなんかた〕	25貫100文			5貫672文	直納御段銭	浜田備前殿	12/12/5	138		
				成田〔なりた〕	22貫500文	成田〔なりた〕		22貫500文	4貫203文	片倉彦十郎殿	12/12/3	133		
				成田〔成田〕		梅津伊勢守分2間〔梅津伊勢守分2間〕		170文	3分1に勧耐に合て、	梅津いせ殿	12/11/27	13		
				成田〔成田之内〕		梅津周防分居屋敷〔梅津すずふ分居屋敷〕		230文	3分1に勧耐候て、	梅津すずふ(周防)殿	12/12/1	110		
				成田〔成田之内〕		原田下野守分・大塚戦人分〔はらと下野守分・大塚戦人分〕	2貫302文	2貫52文	原田下野守分320文・此内大塚戦人分・当年ばかり御東様へ250文引き、出代、	原田下野守殿	12/12/3	131		
				寺泉〔てらいつみ〕	60貫文	寺泉〔寺泉〕		60貫	15貫32文	成田右馬頭殿	12/11/29	60		
				寺泉〔寺泉之内〕		大川原文七分・由緒所合て、とうちやうし大川原文七分并ゆひ所合て〔とうちやうし〕		3貫942文	3分1に2貫・この内、浜田今へ1000丮役、道照寺分へ148文引き、出代332文、この外大川原文七分・由緒所合て2貫302文、梅津すずふ(周防)分3貫600文、とうちやうし分342文、梅津藤具衛分より270文出す、がくの如く候へば、三分の割定をみ申候。	大川原文七分・由緒所合て、とうちやうし分より342文・出代、	12/11/28	58		
				寺泉〔寺泉〕		梅津周防分〔梅〇津すずふふん〕	1450丮	270文		梅津すずふ(周防)殿	12/12/1	109		
				白兎〔しろうさき〕	20貫文	白兎〔白兎〕		20貫	5貫173文	白兎おとな中	12/11/28	45		
				平山〔ひら山〕	42貫500文			42貫500文	13貫42文	平山おとな中	12/11/29	73	遠藤39-⑯	
				草岡〔くさの岡〕	44貫350文		ようとく寺分〔よう〇とく寺分〕		492文	青木ひこ衛門殿	12/11/28	34		
				草岡〔草岡〕		庶子方〔そしかた〕	7貫273文	6貫531文		青木ひこ衛門殿	12/11/29	88	遠藤39-③	
				九野本〔くのもと〕	68貫200文									
				九野本〔くのもとの内〕		芳賀対馬分〔はかつしまふん〕	950丮	200文		はかつしま(芳賀対馬)殿	12/11/27	7	1000丮につき210文	
				九野本〔くのもと〕	大窪在家〔大窪在家〕	1500丮	315文			おとなまご兵へ殿	12/11/27	16	1000丮につき210文	
				九野本〔くのもと〕	大町方〔大町かた〕	58540丮	12貫295文	21文懸かり		くのもと(九野本)大町かたへ	12/11/27	20	1000丮につき210文	
				九野本〔くのもとの内〕	大津右馬助殿分のおきめより〔大津馬助殿ふんのおりめより〕		150文			大津馬助殿	12/11/28	23		
				九野本〔くのもと〕		52970丮	8貫714文	きり田役に52970丮役に21文懸かりに、この内、少納言殿御分へ1貫401文引き、遠藤屋敷御東様へ1貫8文引き、出代、本役3分1に14貫71文引き、	志まゆき(島貴)とおほかしき(草岡庶子方)	12/11/30	101	「古帳にまかせ」/1000丮につき163文		
				九野本〔くのもとの内〕	大石藤三分〔大いし藤三分〕	3200丮	652文	出代、あいしま申候、	大いし藤三殿	12/12/5	140	「山しる殿(遠藤基信)時へいさおかれ候間、てほんばいさなく候」/1000丮につき203文		
				大町方〔大町かた〕	25貫文	淡九野木大町方								
				1060貫180文										
				以上922貫400文	(夫貫1貫に220かかり、220貫928文、はまき代1貫に40かかり、36貫96文)									

地域	郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	「上長井段銭帳」(天正15年)								
				納入者 郷村名〔史料記載〕	郷村内の地名・人名など〔史料記載〕	本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分・別納分・免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考
堀金〔ぼりきん〕	40貫900文	とうへつとうへ 仁五百文										
				堀金〔ぼりきん〕	うきしま在家〔うきしま在〇家〕	303文			うきしま在家	12/11/27	17	
				堀金〔ぼりきん〕	かたひら在家・屋代八幡別当分〔かたひらさけ、屋代やわた別当分〕	203文			鎌木十郎衛門との	12/11/27	21	
				堀金〔ほりかね〕	高田在家・ゆハシ在家〔高田在〇家〕〔ゆハシ在家〕	456文	合て、		い藤はき殿	12/11/28	43	
				堀金〔ぼりかね〕	御太領〔御たしゆ〕やう	3貫900文	778文		うたの助殿・助さ へもん殿	12/11/28	50	
				堀金〔堀金〕	惣領方〔そう領方〕	4貫998文	3貫943文	富塙近江殿分へ当年ばかり1貫55文引き、出代、	ぼりきんの惣領方へ	12/11/29	61	
				堀金〔ぼりかね〕	庶子方〔そしかた〕	4貫500文	3貫705文	富塙近江殿分へ483文、鹿又助七郎分へ32 2文、当年ばかり引き、出代、	さい藤孫兵衛殿 ・すき右馬助殿	12/11/29	62	
下小松	13貫550文			下小松〔下まつ〕	せん志う寺〔せん志う寺〕	4400匁	1貫232文		もりやいか(守屋 伊賀)殿	12/11/26	3	
				下小松〔下まつ〕		5040匁	1貫412文	〔此ほかおき目候て、御けんミ(候見)を申候 て、とり可申候〕		12/11/28	51	
				下小松〔下まつ〕	けんたい寺〔けんたい寺〕		1貫120文		けんたい寺へ	12/11/28	52	
大舟〔おほふね〕	7貫500文	大舟〔大舟〕			7貫500文	2貫500文	3分1			12/11/26	1	
門目〔かとの目〕	2貫800文	門目〔かとの目〕			(2貫802文)	849文	3分1に934文罷出候内、はまた殿分へ85文	かとのめおとな中 引き、出代、		12/11/27	19	
高豆麿〔こうづく〕	14貫600文			高豆麿〔こうづく〕			2貫452文	2貫636文罷出候、この内1842文御東御對屋 へ引き、出代、	こうづく(高豆麿) おとな中へ	12/11/30	102	
南吉田	27貫500文	此内二ヶ百仁十五文ひ申候、	南吉田〔南吉田〕		27貫500文	2貫833文	3分1に9貫167文、この内、小梁川殿分へ5 貫131文引き、同御西様御對屋分203文引 き、出代、「此ほか水口在某より」實可被罷出 候、さう二候へハ、三分一のかんちやう(勘 定)二すゞ申候」	南よし田おとな 中へ		12/12/1	128	遠藤39-⑩
北吉田	27貫500文			吉田北方〔吉田 北かた〕		27貫500文	8貫207文	3分1に9貫167文、この内、新田殿分へ800 文引き、鹿又助七郎分へ160文、当年ばかり 引き、出代、	北よしたおとな 中へ	12/12/3	136	
				吉田〔吉田〕	みな口在家〔みな口在家〕		1貫文	3分1	よしたみな口へ	12/11/29	77	
				吉田〔吉田之内〕	なしのきた〔なしのきた〕	800匁	104文		大沢右馬助殿	12/12/2	130	
川井	9貫350文											
大塚荒井〔大塚 あらい〕	5貫100文	大塚荒井〔大塚 あらい〕			5貫100文	1貫75文	3分1に1貫700文、この内、鎌田与三門分 へ400文引き、この内大塚ぐらん(藏人)分へ2 25文引き、出代、	あへ彦兵へ殿 ・さかい藤七殿		12/11/29	67	
中津川	34貫25文											
土小松	75貫510文											
松森菊田〔松 森きく田〕	5貫25文	菊田松森〔菊田 まつもり〕			5貫25文	1貫675文	3分1		きく田・まつもり へ	12/11/29	64	
白川 より 南	23貫225文			片岸〔かたきし〕	湯村図書助分〔ゆの村〇図書助 ふん〕	2600匁(き り田)	728文		湯村図書助殿	12/11/28	25	
				片岸〔かたきしの 内〕	目黒左近分〔目くろ〇さこんふん〕	5700匁	1貫596文		めくろさこん(目 黒左近)殿	12/11/28	26	
				片岸〔かたきしの 内〕	小嶋又十郎分〔小嶋又十郎〇ふん〕	2800匁	784文		をしま(小嶋)又 十郎殿	12/11/29	65	
				片岸〔かた岸〇 の内〕	湯村藤七分〔ゆのむら藤七ふん〕		1貫文		ゆのむら(湯村) 藤七との	12/12/5	144	
				片岸〔かた岸〇 の内〕	木村満六分〔木村まん六分〕	600匁	168文		すか原次郎さへ もんとの	12/12/5	145	
浅立〔あさたち〕	8貫75文											
間根〔間ね〕	9貫500文			浅立〔浅立〕	梅津彦七分・松岡平六分〔梅〇 津彦七ふん・しらこ岡平六分〕		1貫615文		梅津彦七との	12/11/29	79	
				浅立〔あさ立〕	外記作り〔外記づくり〕	300匁	105文		梅津彦七との	12/11/29	80	
				浅立〔浅立の内〕	御大領とう志う在家〔御大領とう 志う在家〕		103文		おとなさへもん 太郎殿・大しの助	12/11/29	81	
中小松	44貫550文											
梨郷〔りんかう〕	32貫100文			間根〔間ね〕		9貫500文	1貫585文	3分1に3貫170文、この内、庶子方六間の段 銭去年の如く、「そしかた六けんじゆ(二脚)ふ 入二けんのあひやく計かた六候間、かさねてけ ん(候見)を申候、此内里田あり」	をしま(小嶋)左 馬尉殿	12/11/29	68	
				間根〔せきねの内〕		600匁	120文		小嶋又十郎殿	12/11/29	69	
柳沢〔柳さわ〕	9貫500文	(※奥田柳沢在 家)		柳沢〔柳さわ〕	大塚蔵人分〔そしかた 〇大塚蔵人分〕	5貫文	4貫275文	5貫文罷出候内、大塚蔵人分御東株へ725文 引候て、出代、	中小松おとな中	12/12/3	138	
				柳沢〔柳さわ〕	みや木内・湯村図書助分〔みや 木の内〇、ゆの村〇図書助ふん〕		834文		湯村図書助殿	12/11/28	24	
				柳沢〔柳さわ〕	瓜畠内・中村源三郎・湯村図書 分・あひのほんちやく分〔瓜はた の内・中村源三郎・湯村図書 分・あひのほんちやく分〕	3000匁	840文		浜田宮内との・ 鳴賣四郎兵へ	12/11/29	87	
柳沢〔柳さわ〕	9貫500文									12/11/28	49	
今泉〔今いづみ〕	21貫800文			露橋〔露橋〕		4貫250文	1貫291文	3分1	おとなこんの与 宗さへもん殿	12/12/1	107	
				今泉〔今泉之内〕	志んとう九郎兵衛分〔志んとう〇 九郎兵衛分〕	1900匁	532文		志まぬき(島・貴) 二郎右衛門殿	12/11/28	39	
				今泉〔今泉之内〕	庶子方前田河文六郎分〔そしかた 〇前田河文六郎分〕	500匁	140文		まへたかう(前田 河)文六郎殿	12/11/28	40	
黒川	10貫200文			今泉〔今泉之内〕	庶子方〔そしかた〕	2700匁	766文	まへたかう文六郎ぶんは、別而す申候、 今いつみそしかた(今泉庶子方)へ	12/11/28	41		
				黒川〔黒川〕	八日町〔八日まち〕	10貫200文	3貫190文	黒川の本段銭八日町そへて10貫200文、3分 1に	大かへら(大河 原)二郎さ衛門殿	12/11/29	76	
				黒川〔黒川〕	八日町〔八日まち〕	1000匁(き り田)	210文		あしたかうまつ 丸殿	12/11/29	75	
添川〔そい川〕	25貫200文											
				玉庭〔玉庭〕		33貫500文	8貫267文	3分1に11貫160文、この内、2貫900文引 き、出代八百、	たまに(玉庭) おとな中	12/11/30	92	

地 域	郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	「御段銭古帳写」(天文7年)										
				納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 〔今回の納入分・別納分・免除分等の記載〕		宛所	年月日	№	備考	
朴沢〔ほのき〕	14貫650文		朴沢〔ほのき〕			14貫650文	3貫615文	3分1に4貫844文、この内、枚目上様御分2 貫600文、鉄斎御分2貫2文、唐鏡御分2 貫2文、衛門分1貫2文、合て200文地に4貫地に844 文、松木主計3貫500文地に739文別て 添み申候、松木主計助分1貫400地に294 文別て添み申候、後藤分613文別て添み申候、 前田河助衛門分211文別て添み申候、木 村満六285文別て添み申候、佐竹惣大郎 分4貫地に1貫840文、合て出代、		佐竹惣大郎殿	12/12/1	113		
			朴沢〔ほのき〕	松木主計分〔松木かすへ〇分〕			295文			まつの木かすへ (松木主計)殿	12/11/28	46		
			朴沢〔ほのき〕	後藤分北在家・同ひかけ在家・ 同やちの在宅〔後藤分きたのさ いけ〕〔同ひかけさいけ〕〔同やち の在宅〕	(2貫900文 の内)	613文		後藤分北在家500地に106文、同ひかけ在 家1貫文地に211文、同やちの在宅1貫400 文地に296文、合て出代、		後藤殿	12/12/1	112	1貫につき211文	
			朴沢〔ほのき〕	松木在家〔松木さし〇け〕		3貫500地	739文			山河主水殿	12/11/30	126	1貫につき211文	
			朴沢〔ほのき〕			1貫350地	285文			木村満六殿	12/11/30	127	1貫につき211文	
高山〔たか山〕	13貫875文		高山〔高山〕			13貫875文	2貫930文	3分1に4貫625文、この内会津上様分2 貫600文地に112文、合て段銭1貫722文引き、出 代、	たか山のおとな 中		12/11/26	4		
			高山〔高山〕	しかこうや〔しかこうや〕	3000戸	600文		前々の如く、3000戸役に振銭、「うめん」(井 料免)1分を除き、その外3000戸役に20文懸 かりて、	志かこうやへ		12/11/27	9	天正11年4月13日付布 施信濃守伊達輝宗安 堵状で、しかこうやの 地主頭を安堵。天正14 年1月15日付布施助 衛門宛伊達政宗免許 状で、田錢600文免除。 布施氏は「麗小屋」(在 家主)。(地名辞典)/10 00刈につき200文	
			伊佐沢〔いさわ 八〕	此内十二ヶ四 百文御中間ひげ										
			伊佐沢〔いさわ 八〕	平分・大石むさの助分稻荷田 〔じいらう〇分〕〔大石むさの助ふ んないでん〕		1貫354文		平分1貫200文、大石むさの助分稻荷田154 文、合て、	平与八郎殿		12/11/28	42		
			伊佐沢〔いさわ 八〕	日々沢丹後守分七屋敷〔日々沢 たん〇こふん七屋しき〕		550文			日々さかたんこ 守〔日々沢丹後 守〕殿		12/11/28	47		
白 川 よ り 南	36貫225文		伊佐沢〔いさわ 八〕	日々沢丹後守分・宿の在 家・本かへり在家・三郎二郎 在家・本かへり在家・三郎二郎 あと在家〔めとさわ丹後ふん〕 〔宿のあとけ〕〔大石在 家〕〔本か へり在家〕〔三郎二郎在家〕〔杉 の在 家〕〔別府在 家〕〔にあと 在家〕	12貫300L	2貫760文			あざら七郎あも との		12/11/29	83	遠藤39-5/1貫につき 224文	
			伊佐沢〔いさわ 八〕	あしさわ〔あしさわ〕		1貫980文			山口志ん四郎殿		12/11/30	91		
			伊佐沢〔いさわ 八〕	遠藤下總分岩穴在家・塙の在 家・川井へ〔ゑん巻下おさふん、 岩あなさけ〕、塙の在 家・川井 へ	9貫500地	2貫90文			曳地四郎さ衛門 殿		12/11/3	103	1貫につき220文	
			伊佐沢〔いさわ 八〕	大塙美濃分〔大塙〇美濃ふん〕		2貫90文			大くほミの守 (大塙美濃守)殿		12/12/2	129		
			洲島〔すのしま〕											
洲島〔すのしま〕	63貫225文		洲島〔すのしま〕	庶子方・小鳴八郎五郎分・すゑ 分・御大領ミやさき主水分をそ した小鳴八郎五郎分・すゑふ ん・御大領ミやさきもとん(ママ) 分		3貫611文			をしま(小鳴)八 郎五郎殿		12/11/28	57		
			洲島〔巢のしま〕	加地藤衛門・同源三〔かち藤衛 門〇、同源三〕		1貫660文			加地藤衛門との		12/11/29	59		
			洲島〔巢のしま〕	庶子方・湯目又二郎分〔そか た湯目又二郎ふん〕		1貫735文			湯目又次郎殿		12/12/1	108		
			洲島〔巢の鳴〕	惣領職〔惣領敷(ママ)〕		10貫100文	3分1の勘定に合候て、「此外ニそしかたよし可 能出候也」		塙目十左衛門殿 ・大津与太郎殿		12/12/5	143		
			歌丸〔うた丸〕											
奥田〔おく田〕	30貫625文		歌丸〔うた丸〕	やち田〔やち田〕	1000戸	280文			志んの十郎衛門 との		12/11/27	11	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	木村満六分〔木村満六分〕	1500戸	420文			彦九郎殿		12/11/28	56	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	御太領〔御太領〕	3000戸	840文			四かま(四金)殿		12/11/30	93	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	塙の在 家〔塙の〇在 家〕	1000戸	280文			松岡三〇人助殿		12/11/30	94	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	はばき在家〔はばき〇さいけ〕	1000戸	280文			歌丸新兵衛殿		12/11/30	95	1000戸につき280文	
時田〔とき田〕	13貫650文		歌丸〔うた丸〕	塙から田〔塙から田〕	700戸	196文			志(ま)から田おと なへ		12/11/30	97	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	とくまん在家〔とくまんさいけ〕	1000戸	280文	庶子方御段銭		大いし主殿助殿		12/12/3	132	1000戸につき280文	
			歌丸〔うた丸〕	木村満六分〔木村満六分〕	1500戸	420文			彦九郎殿		12/12/11	147	1000戸につき280文	
			奥田〔おく田〕			13貫315文	4貫315文	3分1に4貫550文、この内195文湯目平六 分へ引く、				12/11/26	2	
			時田〔とき田〕			24貫235文	4貫237文	3分1に8貫79文、この内、横尾分・前田助 衛門分合て、守護不人3貫343文引き、塵 助七部分へ150文引き、富稼近江殿分344文 引き、出代、	とき田〔時田〕お どな中		12/11/29	74	遠藤39-10	
芭〔のそき〕	9貫150文		芭〔のそき〕			9貫150文	1貫865文	3分1に3貫50文、この内、まづくら分・湯目 分後、分合て1貫110文、守護不人へ引き候 間、又塵助七部分へ75文、当年ばかり引き 候で、出代、	のそき(芭)おと な中		12/11/28	48		
			大塙〔だいづか〕	大塙〔大塙〕		10貫30文 (11貫30文の 誤記か)	3貫677文	3分1	たしらかもん(平 掃部)殿・ぼ(方) しや藏人主殿・ 新蔵(かんはん (玄蕃)殿		12/11/28	54		
			大塙〔だいづか〕	梅津〔めづか〕 里240戸以上 683貫 300文。 〔夫貫1貫に22 0かかり、152 貫266文、は き代1貫に4 0かかり、27 貫332文、總以 上1702貫90 0文。〕										
			内馬塙〔内馬塙〕		1500戸	420文			志まぬきひせん (島貞肥前)との		12/11/28	22	「春年ハけんき(検見) を中候間、田かねおほ (鉢は)、御まうめひ (亂明)候へ候」/1000 刈につき271文	
			梅津〔めづか〕 与〇五部分、きう在家〔梅津 与〇五部分、きう在家〕		3貫500しり (年貫)	770文			平二郎兵へ殿		12/11/29	82	遠藤39-10	
中津川〔なかつがわ〕	24貫235文		当田〔とうてん〇〕	1000戸	280文	ふりよう(夫料力)免〔ふりやうめん〕			管の源ひやうへ 殿		12/12/1	123	1000戸につき280文	
			中津川丹波分直納・岩倉別当分 ・中津川はしき分・中津川丹波 分直納〔岩倉別当分〕〔中津川 はしき分〕		1貫852文		中津川丹波分直納の御段銭4貫501文、岩倉 別当分御段銭、1貫125文、井中津川はしき 分御段銭3分1に勘定候て、	中津川丹波守殿		12/12/3	135			